

第3期御代田町子ども・子育て支援事業計画

令和7年3月

御代田町

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨と背景	2
2 計画の位置づけ	3
3 計画の期間	3
第2章 御代田町のこども・子育てを取り巻く状況	5
1 統計データの状況と将来推計	6
2 アンケート調査結果の状況	14
3 前回計画の評価結果	26
第3章 計画の基本的な方向性	27
1 計画の基本理念	28
2 計画の基本目標	29
3 施策体系	30
第4章 施策の展開	31
基本目標1 妊娠・出産・子育てへの支援	32
基本目標2 すべてのこどもが心豊かに成長するための支援	37
基本目標3 特に配慮が必要なこどもへの支援	43
基本目標4 子育てしやすい地域・まちづくりのための支援	47
第5章 事業の量の見込みと確保方策	49
1 教育・保育提供区域の設定	50
2 乳幼児・児童数の推移及び推計	50
3 教育・保育量の見込み	51
4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み	53
第6章 計画の推進体制	61
1 計画の推進・進行管理体制	62
2 関係機関の連携	62
資料編	63
1 計画の策定経過	64

【「こども」の表記について】

こども家庭庁では平仮名の「こども」の使用を推奨しており、本計画においても特別な場合を除き、平仮名表記の「こども」を用いることとしています（一部、法律名や固有名詞等において「子ども」「児童」「生徒」などの表記を使用する場合があります）。

【参考】こども家庭庁においては、「こども」表記を推奨しており、次のように基準を定めています。

- (1) 特別な場合を除き、平仮名表記の「こども」を用いる。
- (2) 特別な場合とは例えば以下の場合をいう。
 - ① 法令に根拠がある語を用いる場合（子ども・子育て支援法における「子ども」等）
 - ② 固有名詞を用いる場合（既存の予算事業名や組織名等）
 - ③ 他の語との関係で「こども」表記以外の語を用いる必要がある場合

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨と背景

わが国では、出生数の減少が予測を上回る速度で進行し、人口減少が急速に進んでいます。令和5年の出生数は72万7,277人と、統計開始以来最少の数字となり、また、合計特殊出生率においても1.20と過去最低となりました。少子高齢化により、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下等の課題は深刻さを増しています。また、こどもや子育て家庭を取り巻く状況は変化し続けており、核家族化の進展や女性就業率の向上、都市部への人口集中等による子育て家庭の孤立や不登校、虐待、いじめ等の多様な問題が顕在化し、社会全体における子育て及びこどもの健やかな育ちを支援することが、引き続きの課題となっています。

国においては、「子ども・子育て関連3法」に基づき、幼児教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月から始まりました。その後、待機児童の解消を目指す「子育て安心プラン」「新子育て安心プラン」の実施や、こどもの貧困対策の推進、幼児教育・保育の無償化の実施等、総合的な少子化対策が講じられてきました。さらに、令和5年4月に施行された「こども基本法」では、次代の社会を担うすべてのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を目指し、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための基本法として制定されました。

御代田町（以下、「当町」という。）では、令和2年3月に「第2期御代田町子ども・子育て支援事業計画—みよたっ子育成 ひだまりプラン—」（以下、「前回計画」という。）を策定し、子育てに関するさまざまな施策を展開してきました。

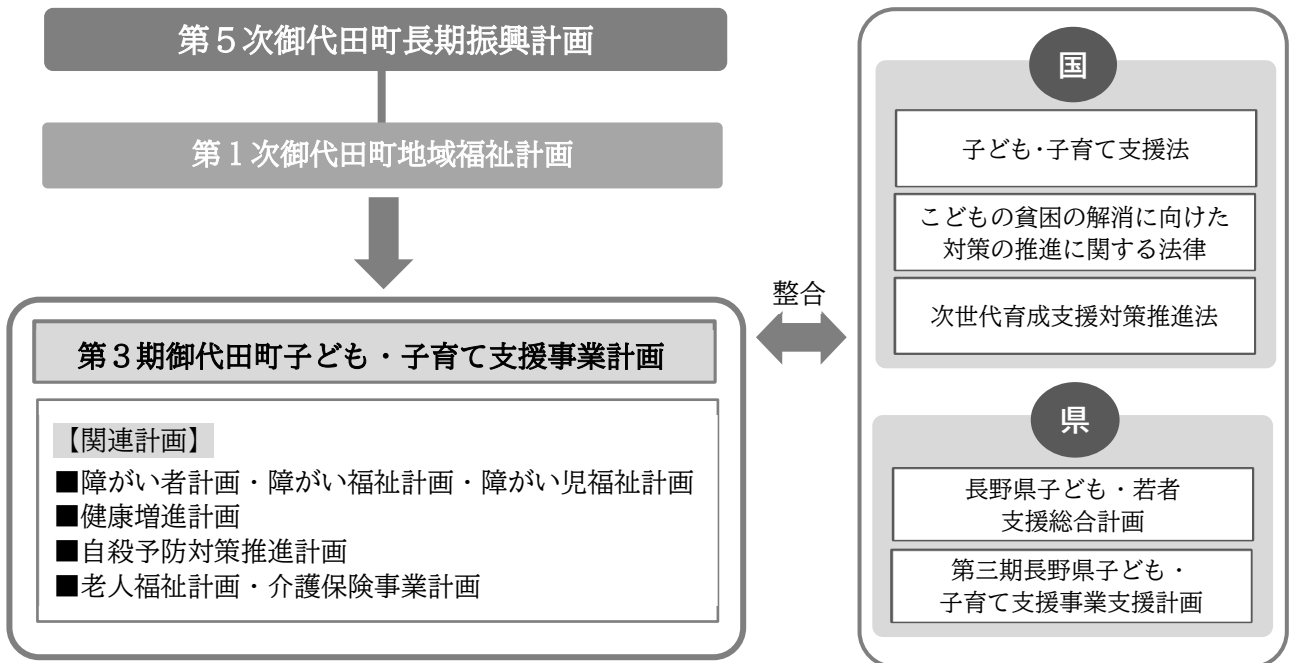
近年の社会潮流や当町の子ども・子育てを取り巻く現状、計画の進捗状況を確認・検証し、社会全体でこどもの健やかな成長と子育てを支援する環境整備をより一層促進し、「こどもまんなか社会」を実現することを目的として、「第3期御代田町子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画であり、「次世代育成支援対策推進法」第8条に基づく市町村行動計画を包含した、こども・子育て支援に係る総合的な計画として策定します。

また、当町の最上位計画である「第5次御代田町長期振興計画」をはじめ、各種法律に基づくさまざまな関連計画と整合を図り、効果的かつ効率的な施策の推進及び進行管理に努めます。

■計画の位置づけ



3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。ただし、社会情勢の変化や国の方針変更等の必要に応じて、計画期間中であっても適宜必要な見直しを行います。

■計画の期間

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
第2期計画	第3期御代田町子ども・子育て支援事業計画					次期計画

第2章 御代田町のこども・子育てを 取り巻く状況

1 統計データの状況と将来推計

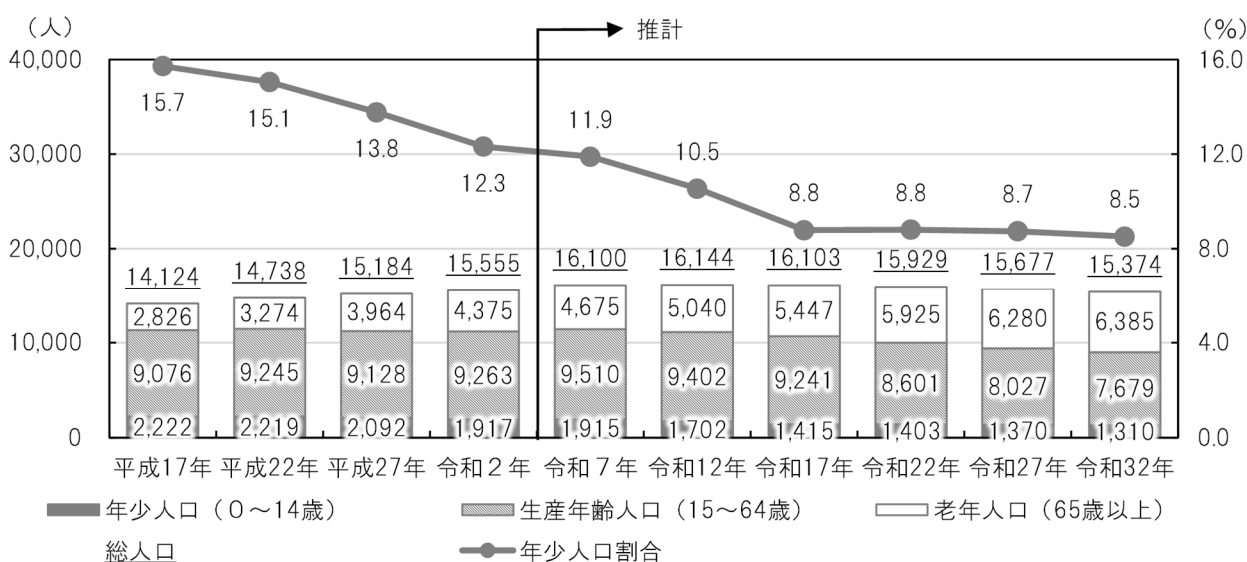
(1) 人口と世帯数の状況

当町の総人口の推移及び推計をみると、緩やかに増加傾向となっており、令和2年で15,555人となっています。今後は令和12年まで同様の傾向が続くことが見込まれていますが、令和17年以降は減少に転じています。

年齢3区分人口の推移及び推計をみると、年少人口（0～14歳）は減少傾向となっており、生産年齢人口（15～64歳）は令和7年を境に減少することが見込まれています。一方で、老年人口（65歳以上）は増加傾向となっており、令和27年以降は6,000人以上となることが見込まれています。

年少人口割合の推移及び推計をみると、平成17年以降は減少傾向となっており、令和2年で12.3%となっています。今後は令和17年まで同様の傾向が続き、その後はほぼ横ばいの状態が続くと見込まれています。

■年齢3区分人口と年少人口割合の推移と推計

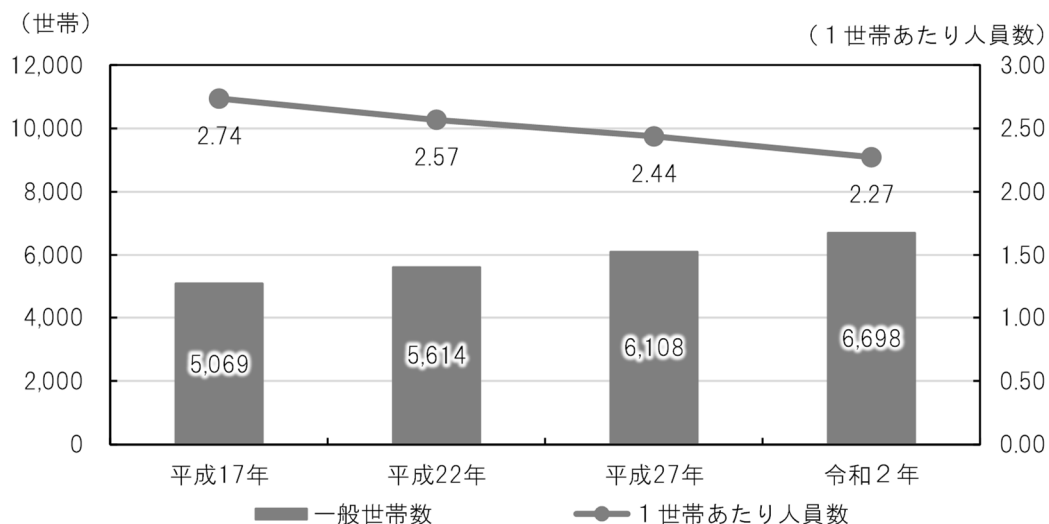


資料：令和2年までは国勢調査

令和7年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）」

当町の一般世帯数の推移をみると、増加傾向となっており、令和2年で6,698世帯となっています。一方で、1世帯あたり人員数の推移をみると、減少傾向となっており、令和2年で2.27人となっています。

■一般世帯数と1世帯あたり人員数の推移

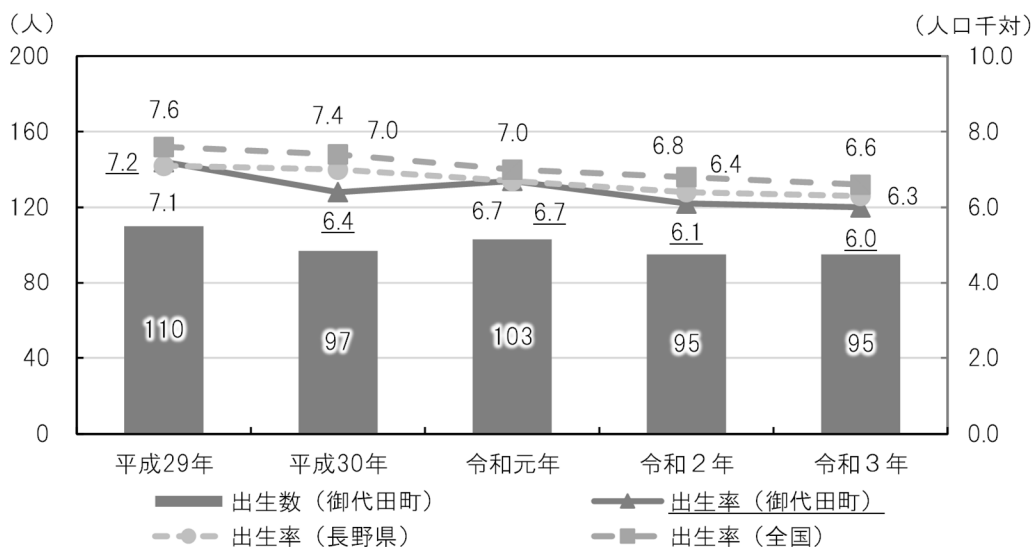


資料：国勢調査

(2) 出生数の状況

当町の出生数の推移をみると、100人前後で推移しており、令和3年で95人となっています。また、当町の出生率の推移をみると、平成29年で7.2と、長野県と比較して高くなっていますが、平成30年以降は人口千対6.0台で推移しており、全国・長野県と比較して同程度または低く推移しています。

■出生数及び出生率の推移

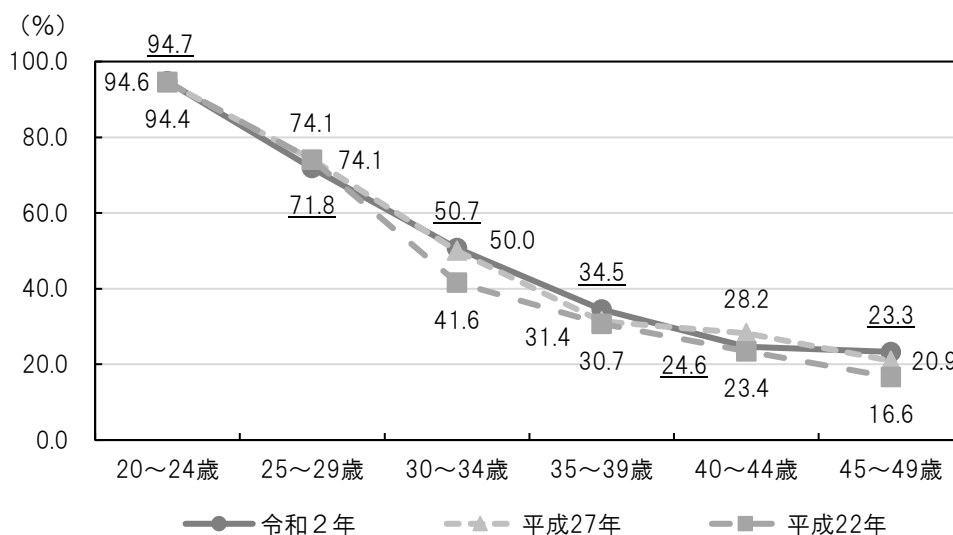


資料：長野県衛生年報

(3) 婚姻の状況

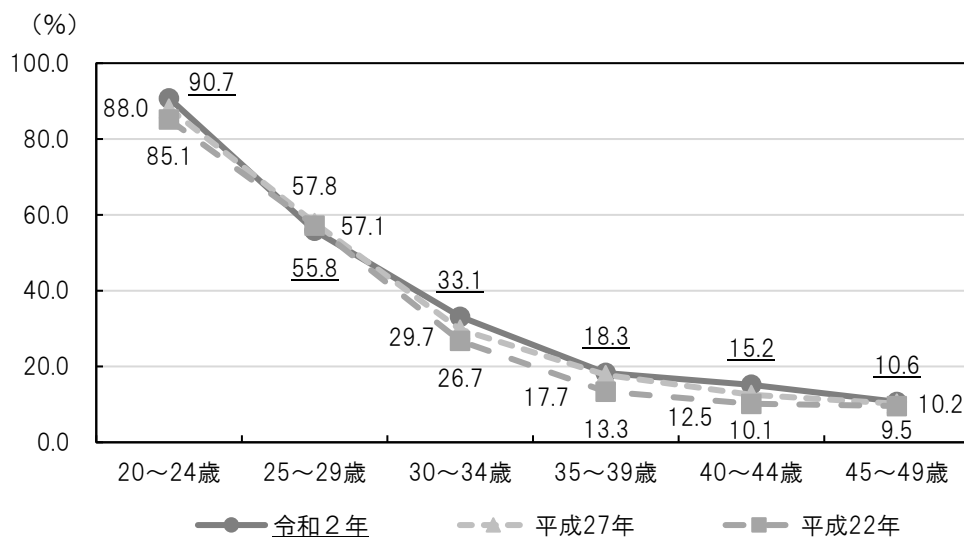
当町の未婚率の推移をみると、令和2年の男性は、20歳代前半、30歳代、40歳代後半で、平成22年、平成27年と比較して高くなっています。また、令和2年の女性は、20歳代後半を除いて平成22年、平成27年と比較して高くなっています。

■未婚率の推移（男性）



資料：国勢調査

■未婚率の推移（女性）

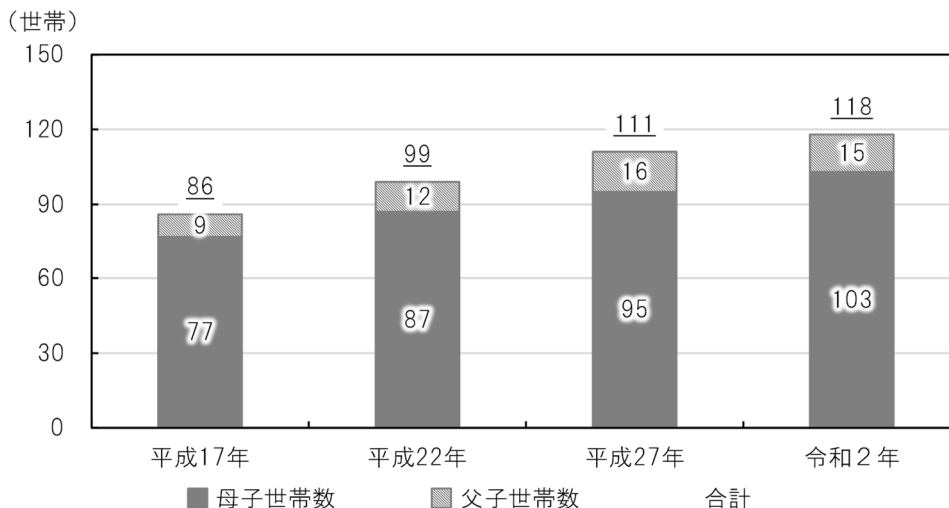


資料：国勢調査

(4) ひとり親家庭の状況

当町のひとり親家庭数の推移をみると、母子世帯数、父子世帯数ともに概ね増加傾向となっており、令和2年でそれぞれ103世帯、15世帯となっています。

■ひとり親家庭数の推移

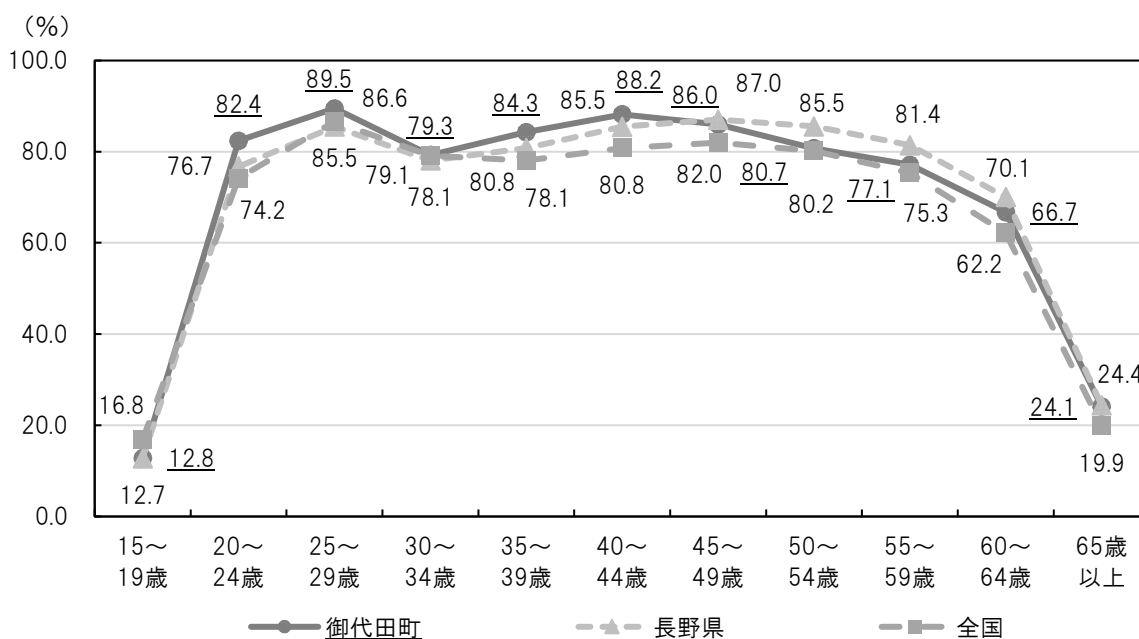


資料：国勢調査

(5) 女性の就業の状況

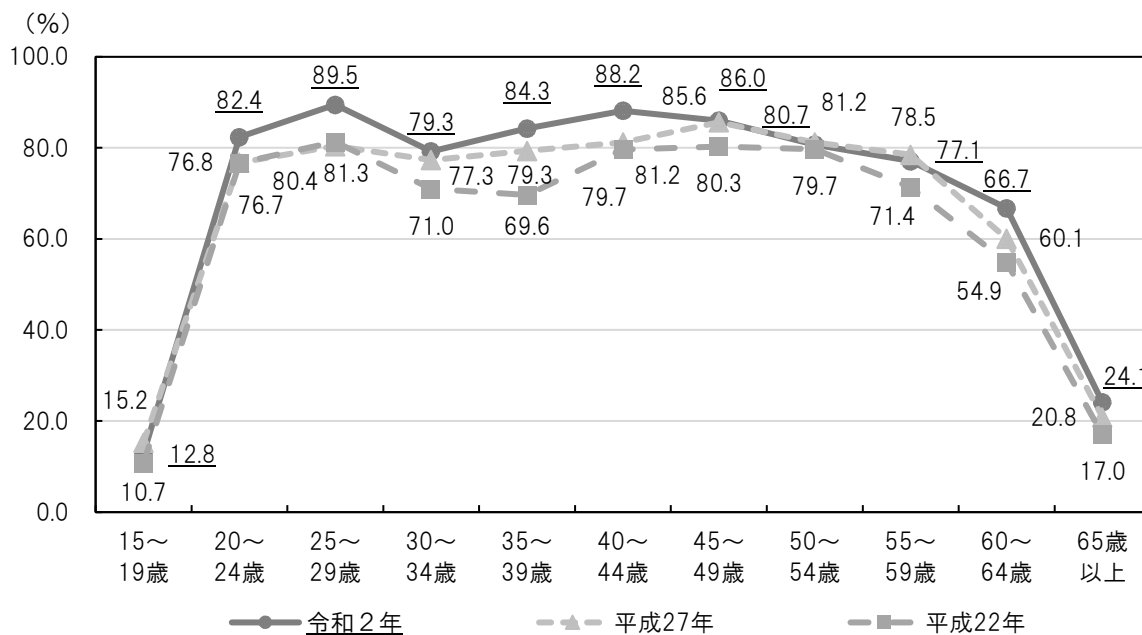
当町の女性の労働力率の推移をみると、30歳代前半を除く20歳代前半から50歳代前半の間において、いずれも8割以上となっています。全国・長野県と比較すると、20歳代前半から40歳代前半で高くなっています。経年比較すると、20歳代前半から40歳代後半で、平成22年、平成27年と比較して高くなっています。

■女性の労働力率の推移（全国・長野県との比較）



資料：国勢調査（令和2年）

■女性の労働力率の推移（経年比較）

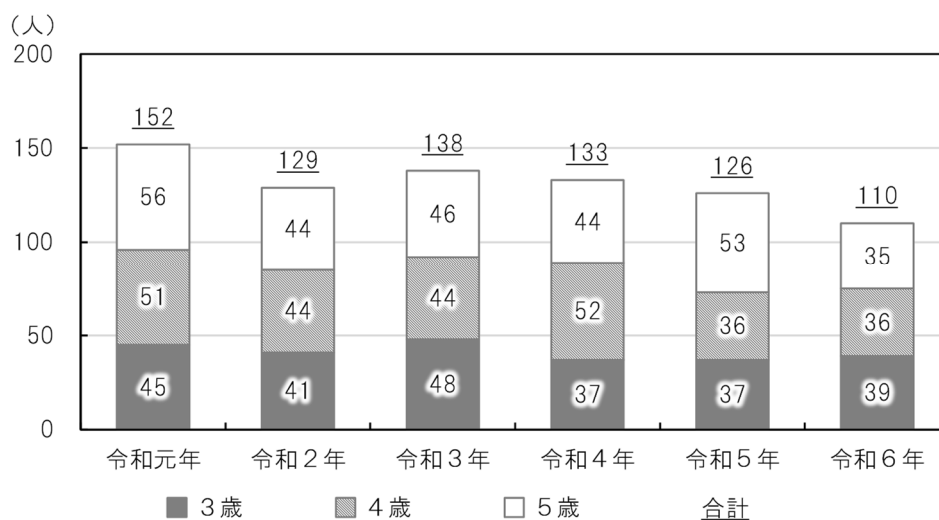


資料：国勢調査

(6) 就学前児童の状況

当町の幼稚園園児数の推移をみると、増減を繰り返しながらも減少傾向となっており、令和6年で110人となっています。内訳をみると、各歳のいずれも増減を繰り返しながらも減少傾向となっており、令和6年で3歳が39人、4歳が36人、5歳が35人となっています。

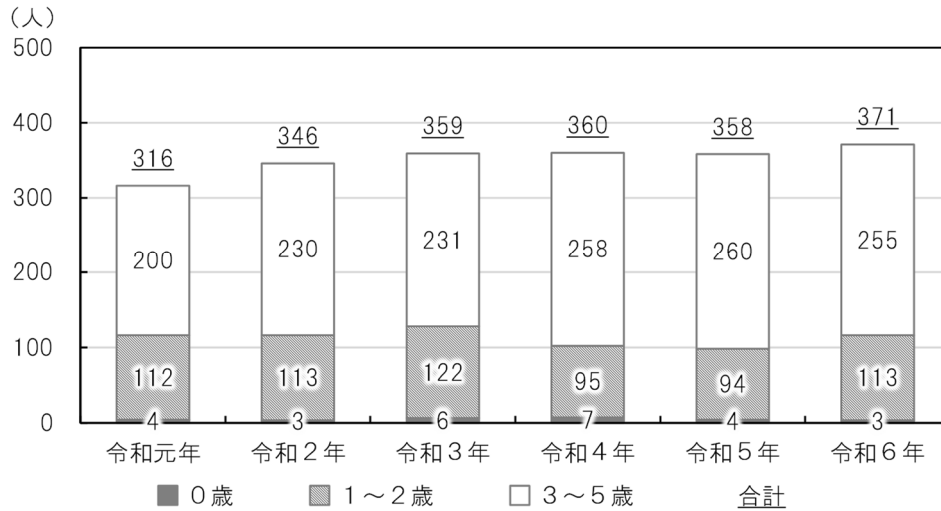
■幼稚園園児数の推移



資料：御代田町・施設等利用給付（各年10月1日時点）

当町の保育園等園児数の推移をみると、概ね緩やかに増加傾向となっており、令和6年で371人となっています。内訳をみると、3～5歳が令和4年以降で260人前後と、増加傾向となっています。

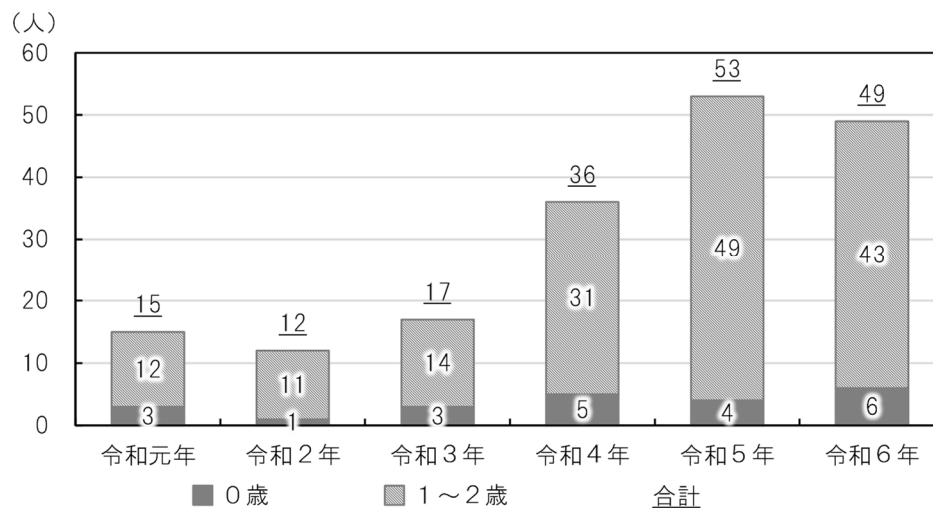
■保育園等園児数の推移



資料：御代田町・利用状況集計表（各年4月1日時点）

当町の小規模保育園等園児数の推移をみると、令和4年以降で増加傾向となっており、令和6年で49人となっています。内訳をみると、令和4年以降で1～2歳が30人以上と大きく増加しています。

■小規模保育園等園児数の推移

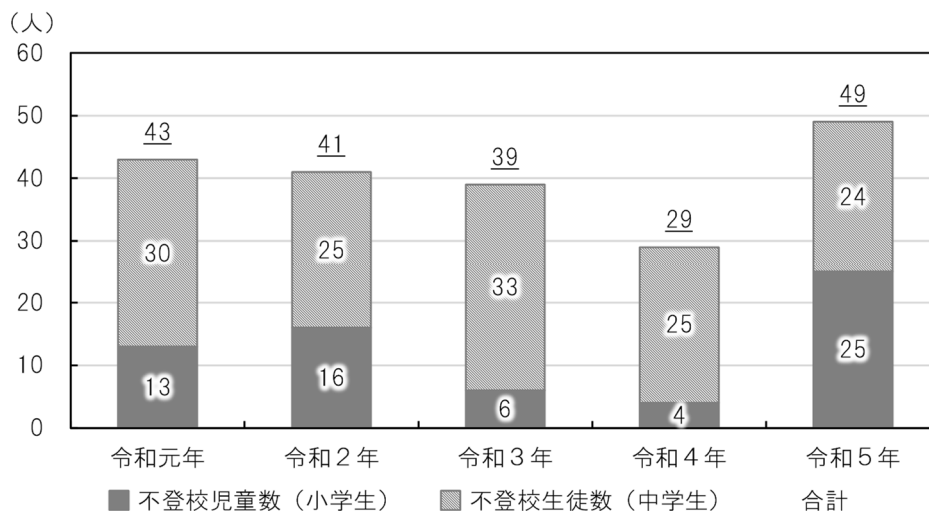


資料：御代田町・利用状況集計表（各年4月1日時点）

(7) 就学児の状況

当町の不登校児童・生徒数の推移をみると、令和4年を除いて40人前後で推移しています。内訳をみると、不登校児童数（小学生）では令和5年で25人と増加しています。不登校生徒数（中学生）ではいずれの年も30人前後で推移しています。

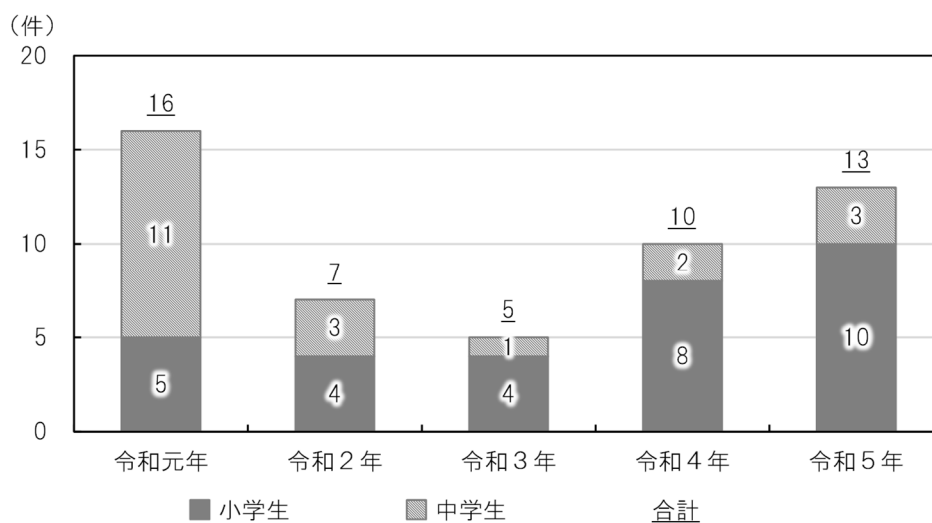
■不登校児童・生徒数の推移



資料：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

当町のいじめ認知件数の推移をみると、令和3年までは減少傾向となっていましたが、令和4年以降は増加傾向に転じており、令和5年で13件となっています。内訳をみると、小学生では令和5年で10件と増加しています。中学生では令和2年以降は3件以下で推移しています。

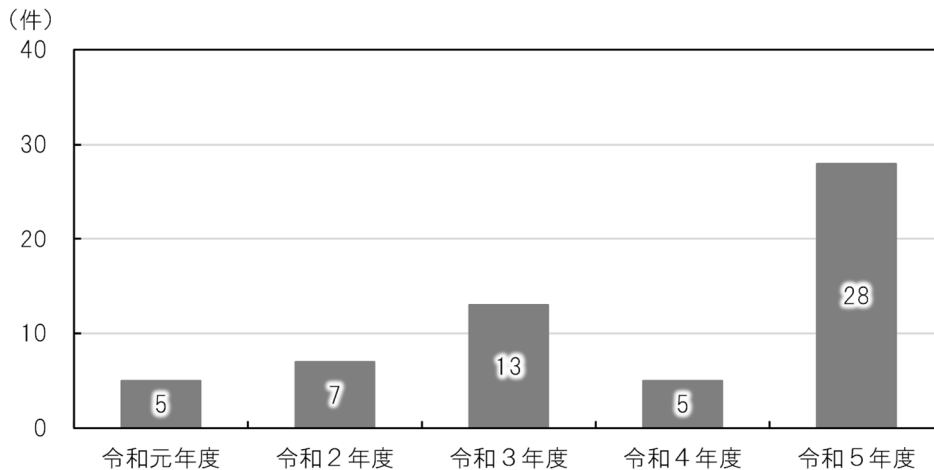
■いじめ認知件数の推移



資料：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

当町の虐待通報件数の推移をみると、令和4年度までは10件前後で推移していましたが、令和5年度で28件と急増しています。この他にも認知されていない虐待の可能性もあるため、虐待防止に向けたより一層の支援が重要です。

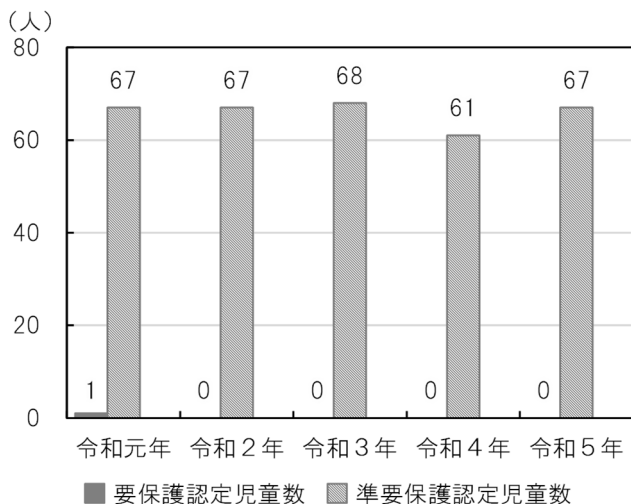
■虐待通報件数の推移



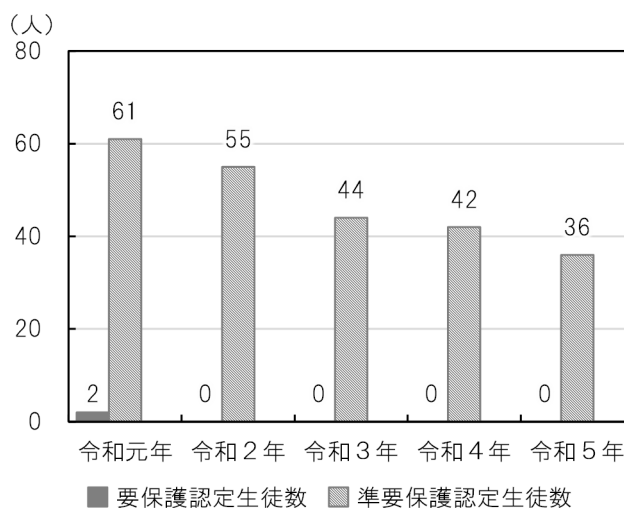
資料：御代田町・保健福祉課福祉係（各年度3月31日時点）

当町の要保護認定児童数の推移をみると、小学生ではいずれの年も準要保護認定児童数が60人台で推移しており、令和5年で67人となっています。中学生では準要保護認定生徒数が減少傾向となっており、令和5年で36人となっています。

■要保護認定児童数・準要保護認定児童数の推移（小学生）



■要保護認定生徒数・準要保護認定生徒数の推移（中学生）



資料：教育委員会 学校教育係

2 アンケート調査結果の状況

(1) 調査の概要

本計画策定のための基礎資料として、当町の子育て支援サービスの利用状況や利用意向、子育て世帯、要望・意見等を把握することを目的に、こども・子育て支援に関するアンケート調査を実施しました。

- 調査対象者：御代田町内在住の「就学前児童」の保護者（就学前児童保護者調査）
御代田町内在住の「小学生児童」の保護者（就学児童保護者調査）
- 調査期間：令和6年10月28日（月）～令和6年11月29日（金）
- 調査方法：郵送配布・回収

調査種類	本計画書表記	調査対象数	有効回収数	回収率
就学前児童保護者	就学前児童	610	379	62.1%
小学生児童保護者	小学生児童	830	448	54.0%
合計		1,440	827	57.4%

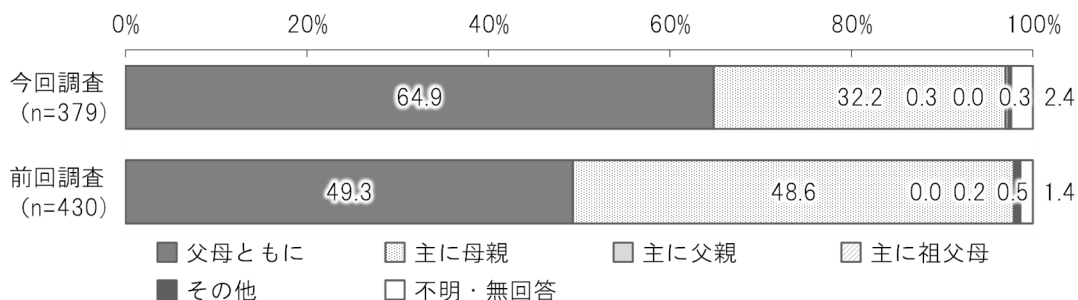
※前回調査は平成30年12月20日～平成31年1月10日に実施。

(2) 主な調査結果

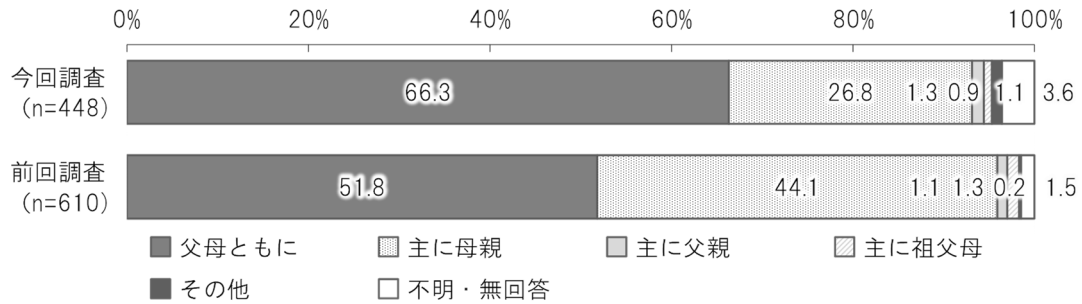
① 子育てを主にしている人

就学前児童、小学生児童ともに「父母ともに」が最も高く、それぞれ64.9%、66.3%となっています。前回調査と比較すると、「父母ともに」がそれぞれ15.6ポイント、14.5ポイント高くなっています。

■子育てを主にしている人（就学前児童）



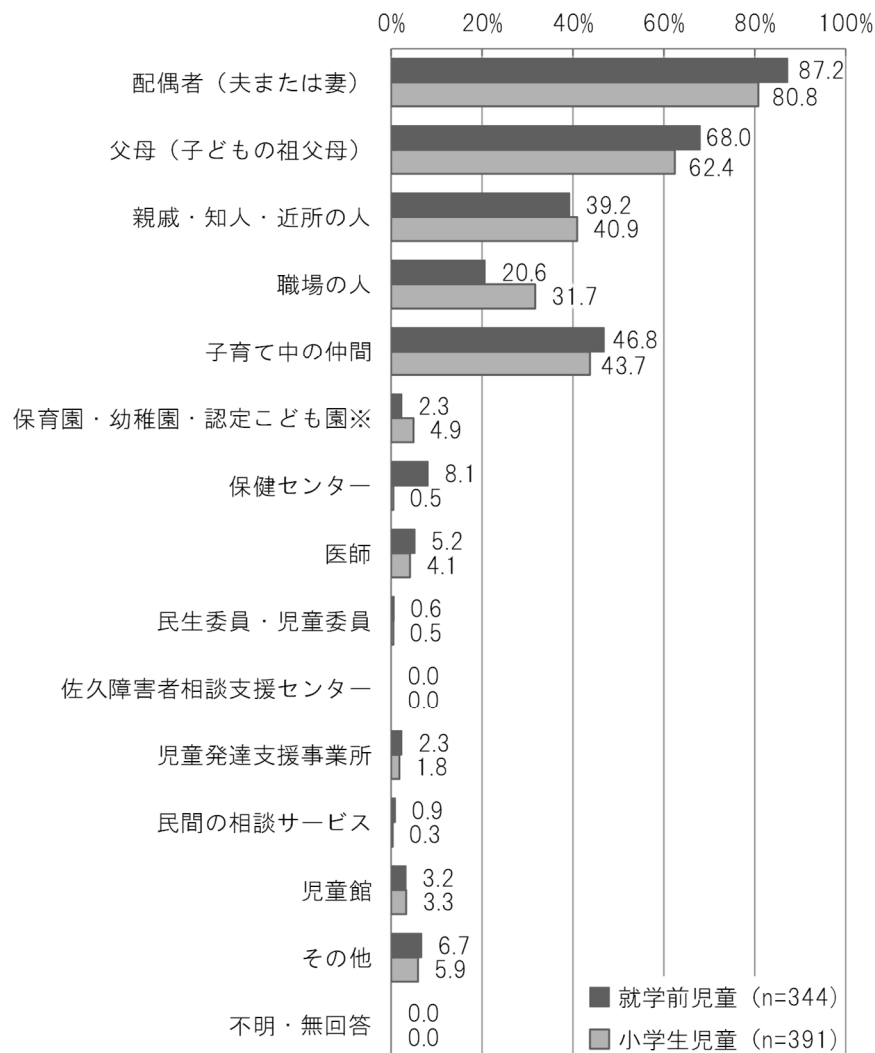
■子育てを主にしている人（小学生児童）



② 子育ての相談先

就学前児童、小学生児童ともに「配偶者（夫または妻）」が最も高く、それぞれ 87.2%、80.8% となっています。なお、「保健センター」「児童館」等、専門機関への相談はいずれも 10%未滿となっています。

■子育ての相談先

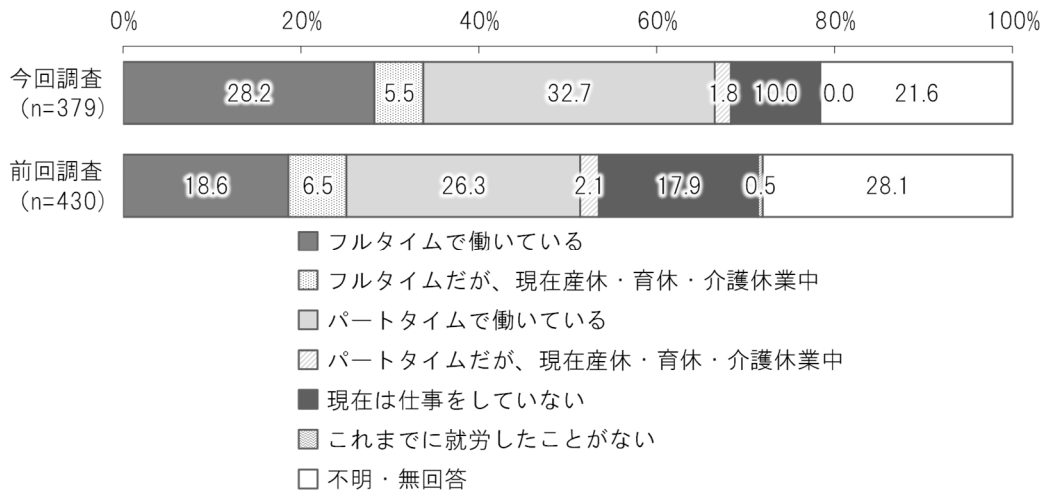


※小学生児童調査では選択肢が「学校」。

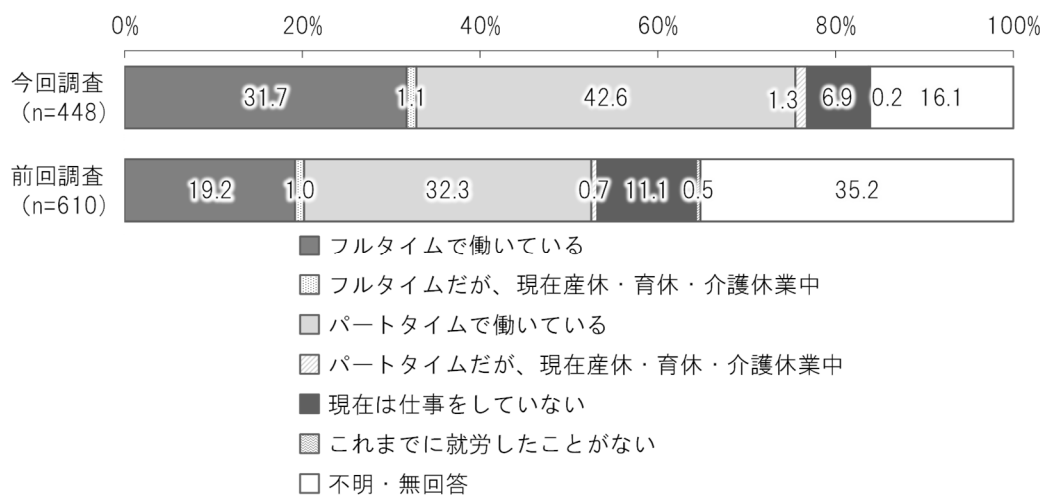
③ 母親の就労状況

就学前児童、小学生児童ともに『就労している』（「フルタイムで働いている」「フルタイムだが、現在産休・育休・介護休業中」「パートタイムで働いている」「パートタイムだが、現在産休・育休・介護休業中」の合算）がそれぞれ68.2%、76.7%となっており、前回調査と比較すると、それぞれ14.7ポイント、23.5ポイント高くなっています。

■母親の就労状況（就学前児童）



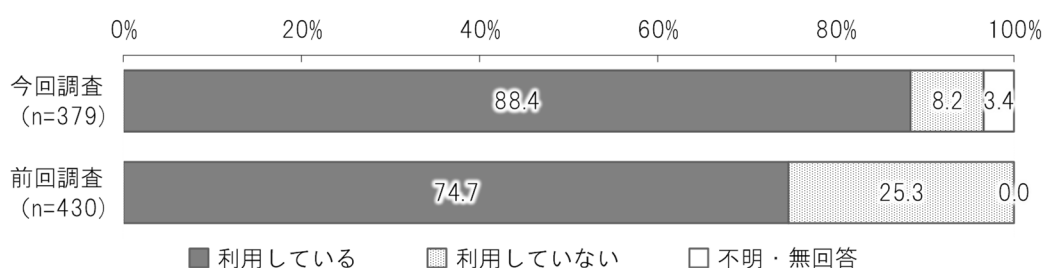
■母親の就労状況（小学生児童）



④ 平日の保育園や幼稚園の利用状況

「利用している」が88.4%となっており、前回調査と比較すると、13.7ポイント高くなっています。

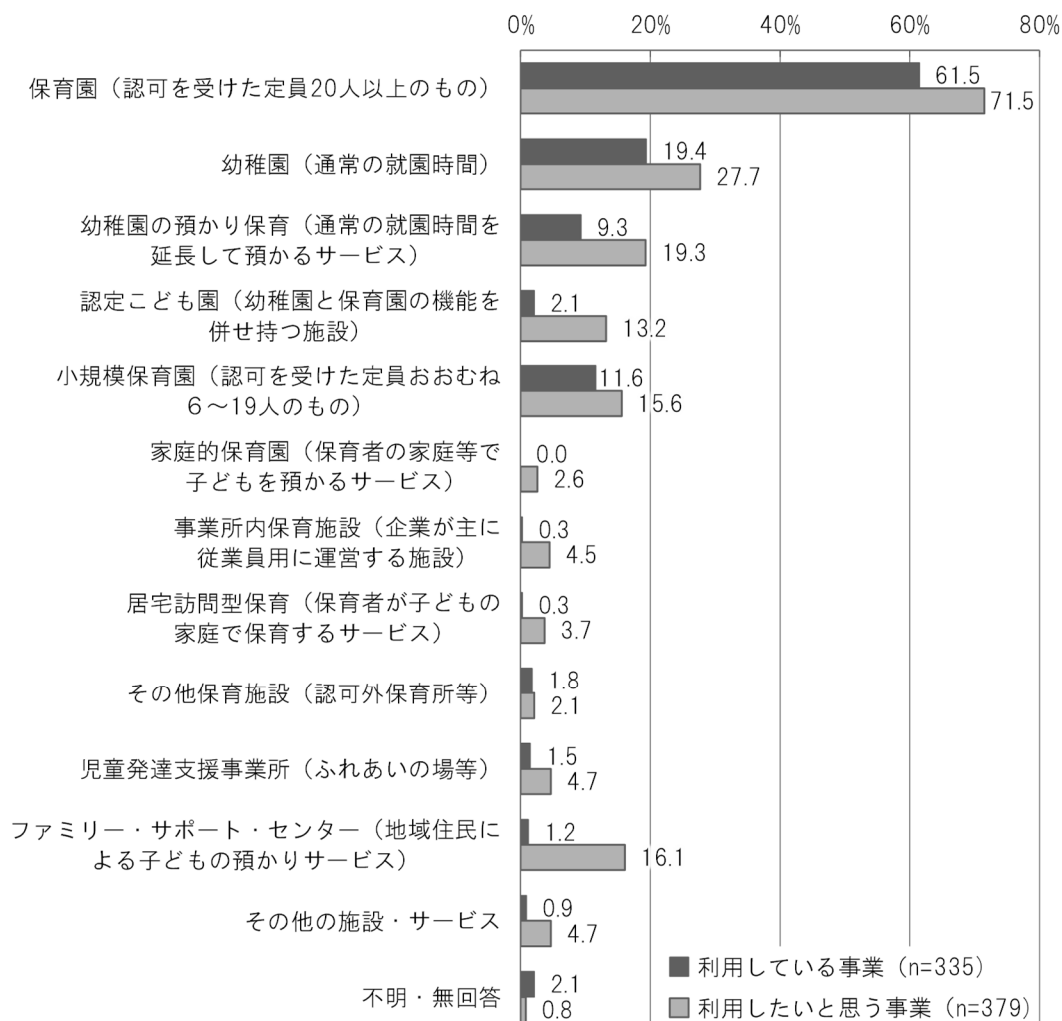
■平日の保育園や幼稚園の利用状況（就学前児童）



⑤ 定期的に利用している・利用したい教育・保育事業

定期的に利用している教育・保育事業として、「保育園（認可を受けた定員 20 人以上のもの）」が 61.5%と最も高く、次いで「幼稚園（通常の就園時間）」が 19.4%となっています。また、定期的に利用したい教育・保育事業として、「保育園（認可を受けた定員 20 人以上のもの）」が 71.5%と最も高く、次いで「幼稚園（通常の就園時間）」が 27.7%となっています。

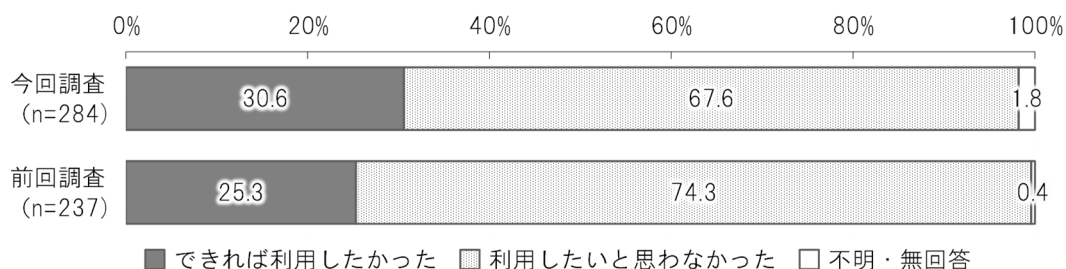
■定期的に利用している・利用したい教育・保育事業（就学前児童）



⑥ 子どもが病気やけがで保育園などを休んだ際に、病児・病後児保育を利用したいと思ったか

「できれば利用したかった」が 30.6%、「利用したいと思わなかった」が 67.6%となっています。前回調査と比較すると、「できれば利用したかった」が 5.3 ポイント高くなっています。

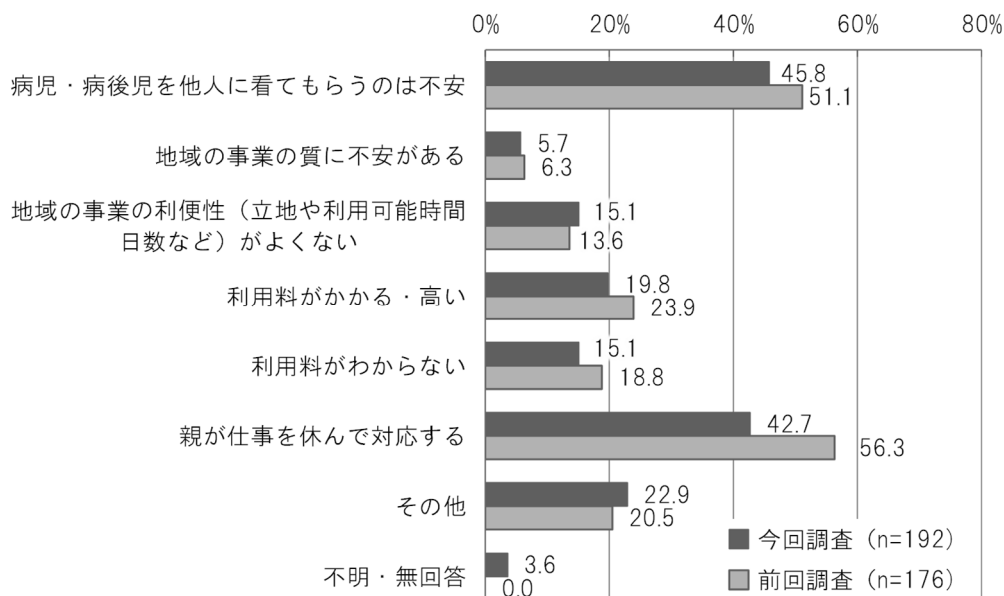
■子どもが病気やけがで保育園などを休んだ際に、病児・病後児保育を利用したいと思ったか（就学前児童）



⑦ 病児・病後児保育を利用したいと思わなかった理由

「病児・病後児を他人に看てもらうのは不安」が45.8%と最も高く、次いで「親が仕事を休んで対応する」が42.7%となっています。前回調査と比較すると、「親が仕事を休んで対応する」が13.6ポイント低くなっています。

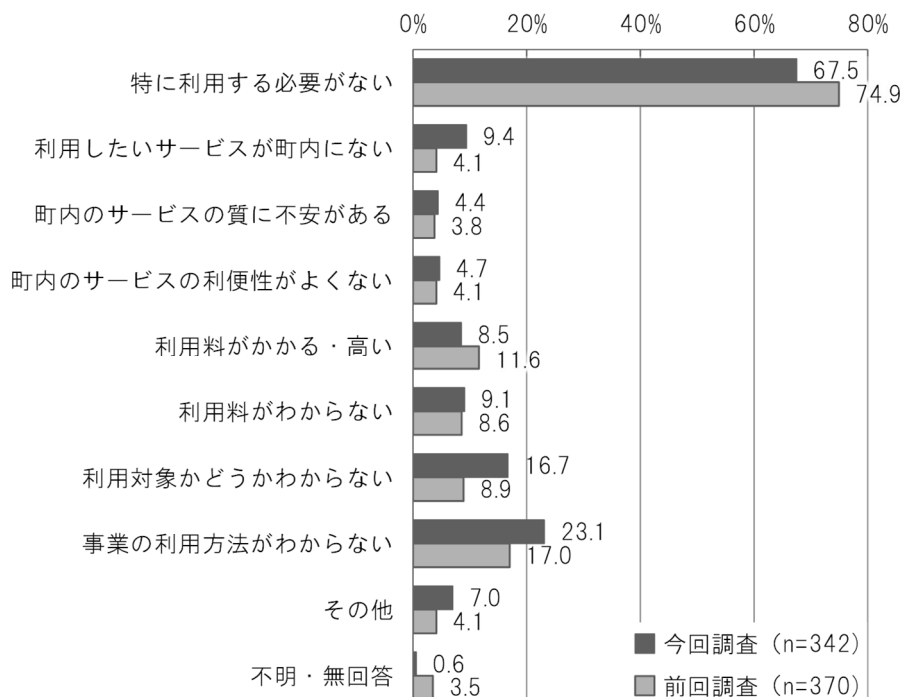
■病児・病後児保育を利用したいと思わなかった理由（就学前児童）



⑧ 不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かりを利用していない理由

「特に利用する必要がない」が67.5%と最も高く、次いで「事業の利用方法がわからない」が23.1%となっています。前回調査と比較すると、「利用対象かどうかわからない」が7.8ポイント、「事業の利用方法がわからない」が6.1ポイントと、それぞれ高くなっています。

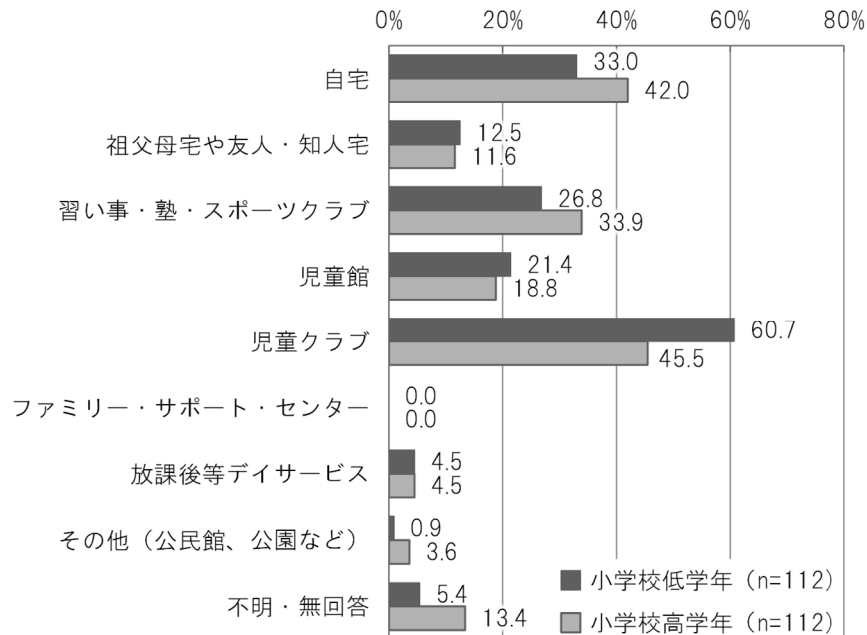
■不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かりを利用していない理由（就学前児童）



⑨ 放課後の時間を過ごさせたいと思う場所

小学校低学年、高学年ともに「児童クラブ」が最も高く、それぞれ60.7%、45.5%となっています。次いで「自宅」がそれぞれ33.0%、42.0%となっています。

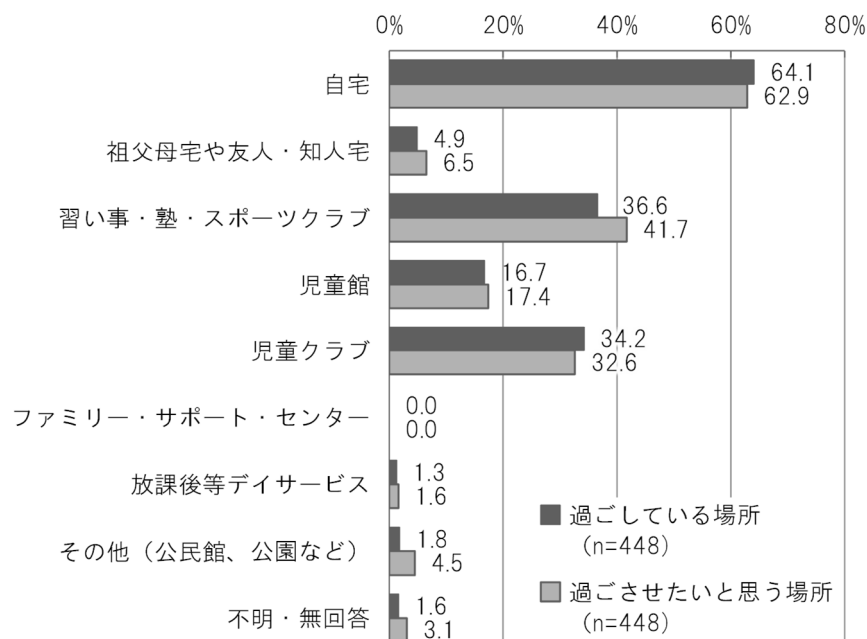
■放課後の時間を過ごさせたいと思う場所（就学前児童）



⑩ 放課後の時間を過ごしている場所、過ごさせたいと思う場所

過ごしている場所、過ごさせたいと思う場所ともに「自宅」が最も高く、それぞれ64.1%、62.9%となっています。次いで「習い事・塾・スポーツクラブ」がそれぞれ36.6%、41.7%となっています。

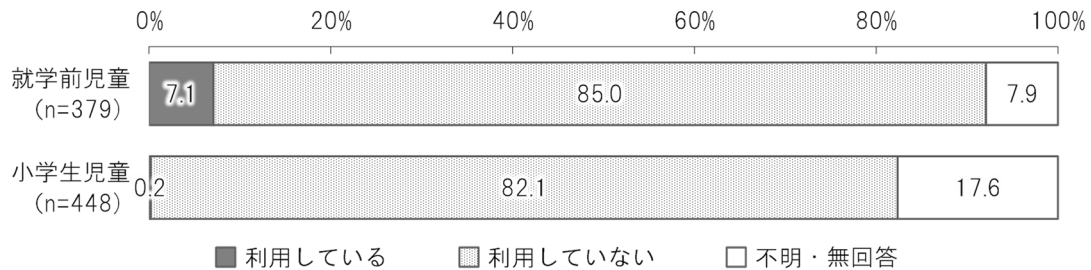
■放課後（平日の小学校終了後）の時間を過ごしている、過ごさせたいと思う場所（小学生児童）



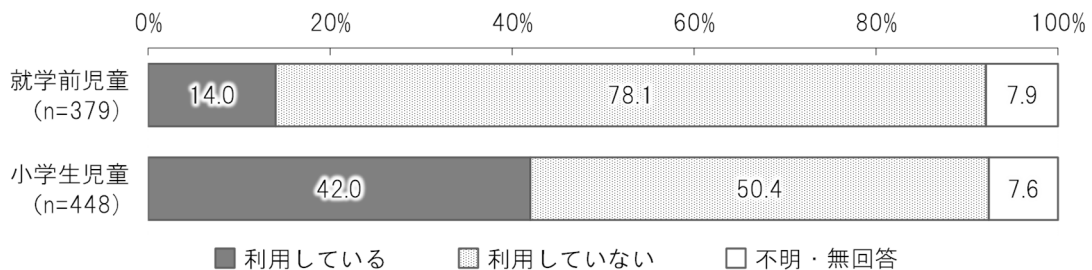
⑪ 保健センター、児童館の利用状況

保健センターの利用状況について、「利用している」が就学前児童で7.1%、小学生児童で0.2%となっています。児童館の利用状況について、「利用している」が就学前児童で14.0%、小学生児童で42.0%となっています。

■保健センターの利用状況



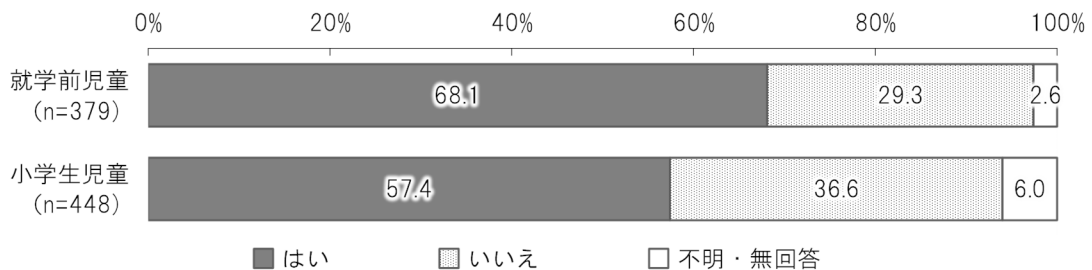
■児童館の利用状況



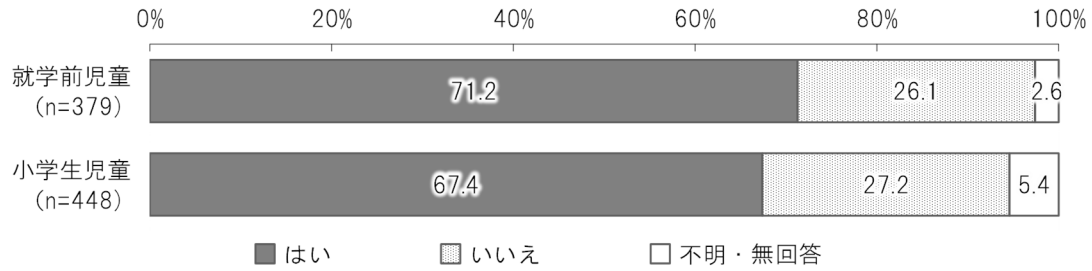
⑫ 町の事業やサービスの認知度

保健センターの母子保健サービスの認知度について、「はい」(知っている)が就学前児童で68.1%、小学生児童で57.4%となっています。児童館の「ひだまりっこ」の認知度について、「はい」(知っている)が就学前児童で71.2%、小学生児童で67.4%となっています。子育て応援ヘルパー派遣事業の認知度について、「はい」(知っている)が就学前児童で33.5%となっています。

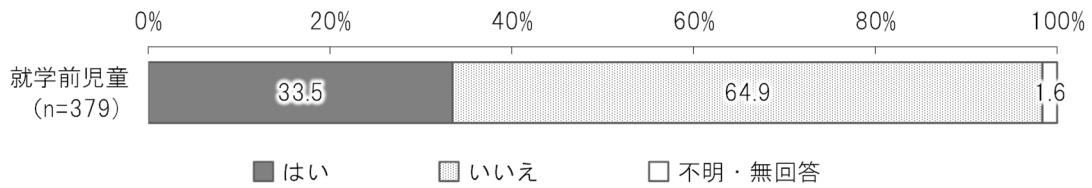
■保健センターの母子保健サービスの認知度



■ 児童館の「ひだまりっこ」の認知度



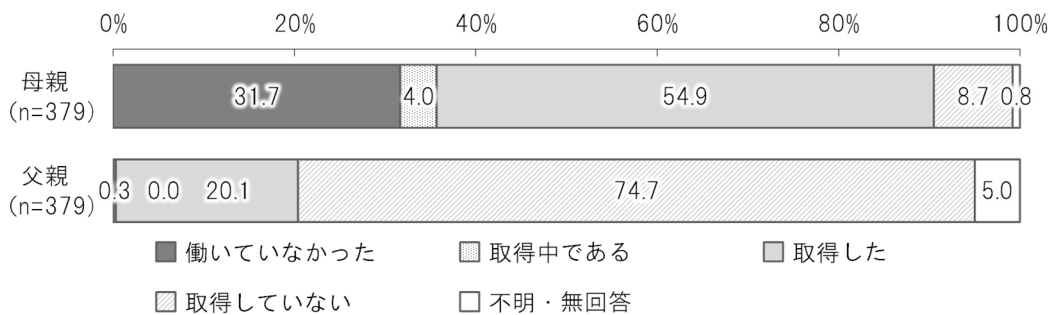
■ 子育て応援ヘルパー派遣事業の認知度（就学前児童）



⑬ 育児休業の取得状況

母親で「取得した」が 54.9%と最も高く、次いで「働いていなかった」が 31.7%となっています。父親で「取得していない」が 74.7%と最も高く、次いで「取得した」が 20.1%となっています。

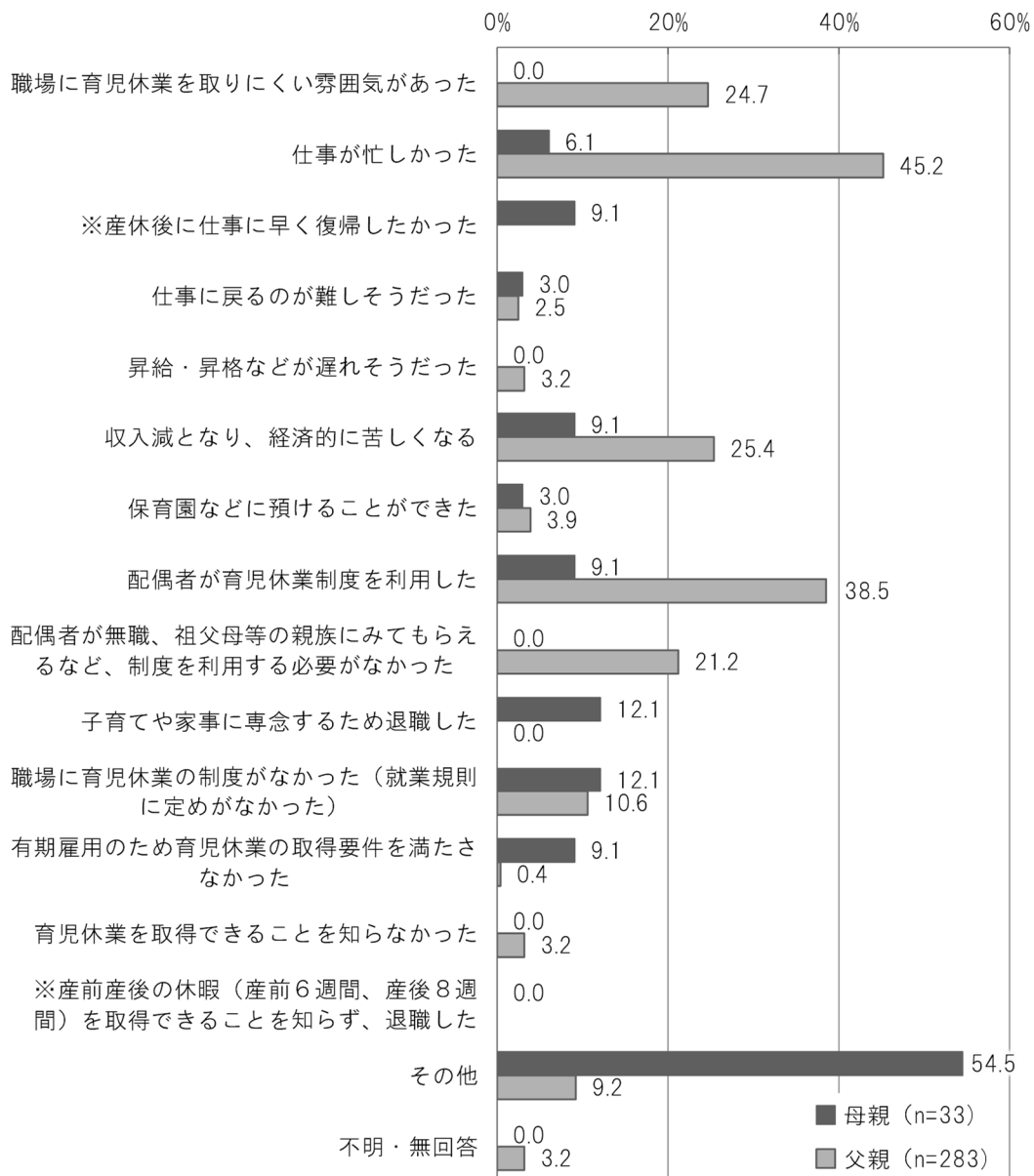
■ 育児休業の取得状況（就学前児童）



⑭ 育児休業を取得しなかった理由

母親で「その他」が54.5%と最も高く、次いで「子育てや家事に専念するため退職した」「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」がそれぞれ12.1%となっています。父親で「仕事が忙しかった」が45.2%と最も高く、次いで「配偶者が育児休業制度を利用した」が38.5%となっています。

■育児休業を取得しなかった理由（就学前児童）

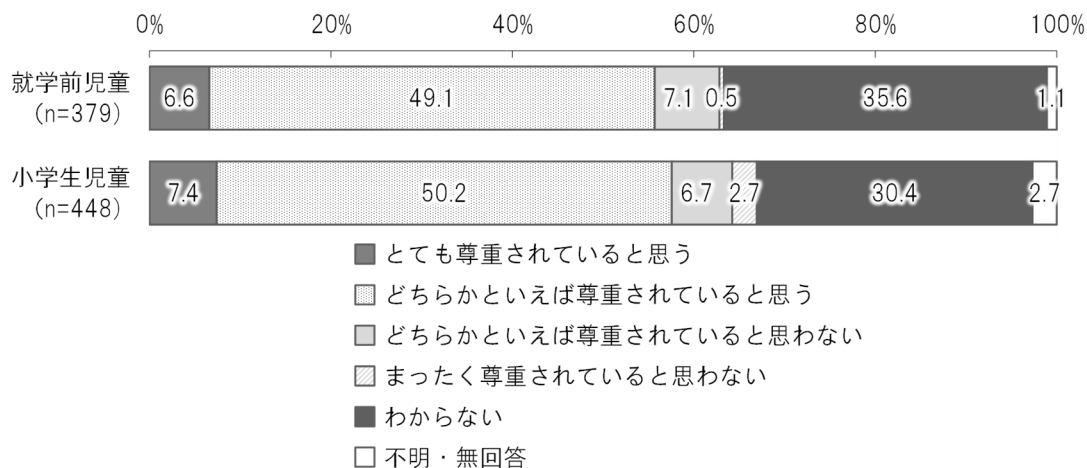


※「産休後に仕事に早く復帰したかった」「産前産後の休暇（産前6週間、産後8週間）を取得できることを知らず、退職した」は母親のみの選択肢。

⑮ 御代田町において「こどもの権利」は十分に尊重されていると思うか

『尊重されていると思う』（「とても尊重されていると思う」「どちらかといえば尊重されていると思う」の合算）が就学前児童で 55.7%、小学生児童で 57.6%となっています。

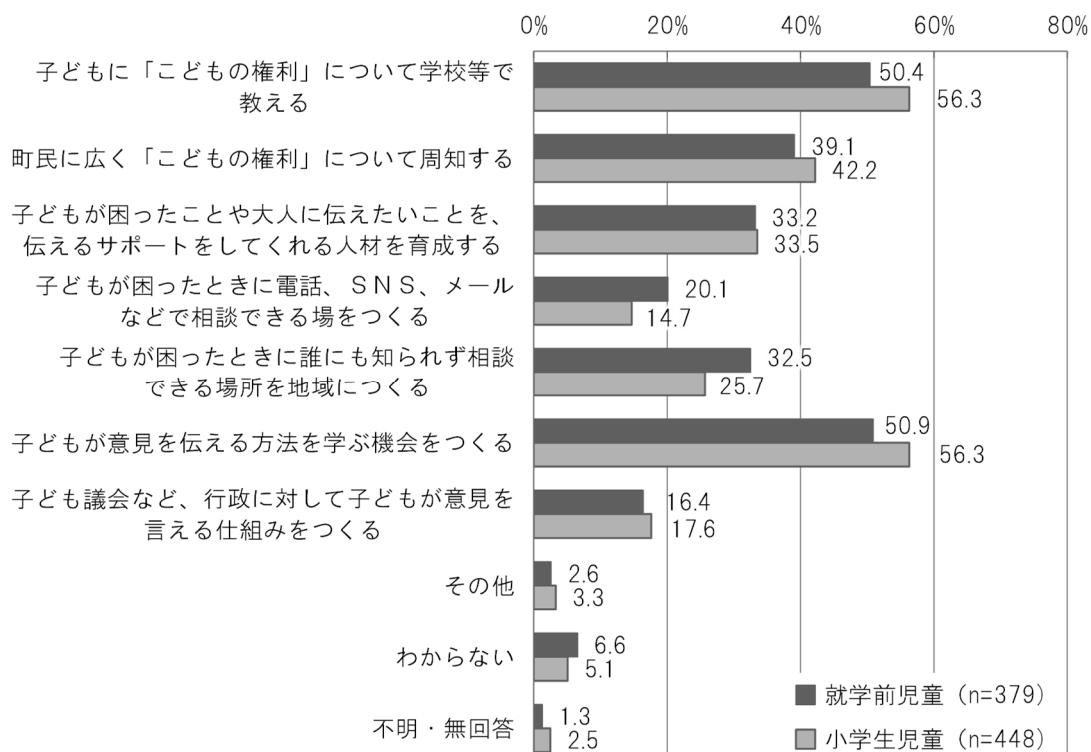
■御代田町において「こどもの権利」は十分に尊重されていると思うか



⑯ 「こどもの権利」を守るための必要な仕組み

就学前児童で「子どもが意見を伝える方法を学ぶ機会をつくる」が 50.9%と最も高く、次いで「子どもに「こどもの権利」について学校等で教える」が 50.4%となっています。小学生児童で「子どもに「こどもの権利」について学校等で教える」「子どもが意見を伝える方法を学ぶ機会をつくる」がそれぞれ 56.3%と最も高く、次いで「町民に広く「こどもの権利」について周知する」が 42.2%となっています。

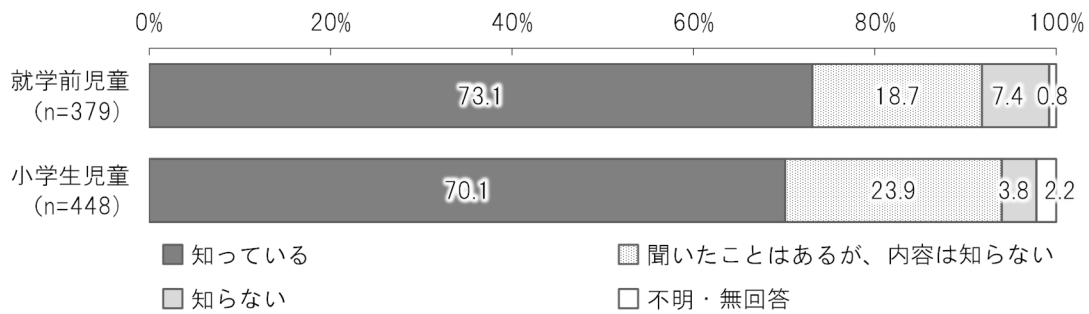
■「こどもの権利」を守るための必要な仕組み



⑰ 子どもの貧困が社会問題となっていることの認知度

「知っている」が就学前児童で73.1%、小学生児童で70.1%となっています。

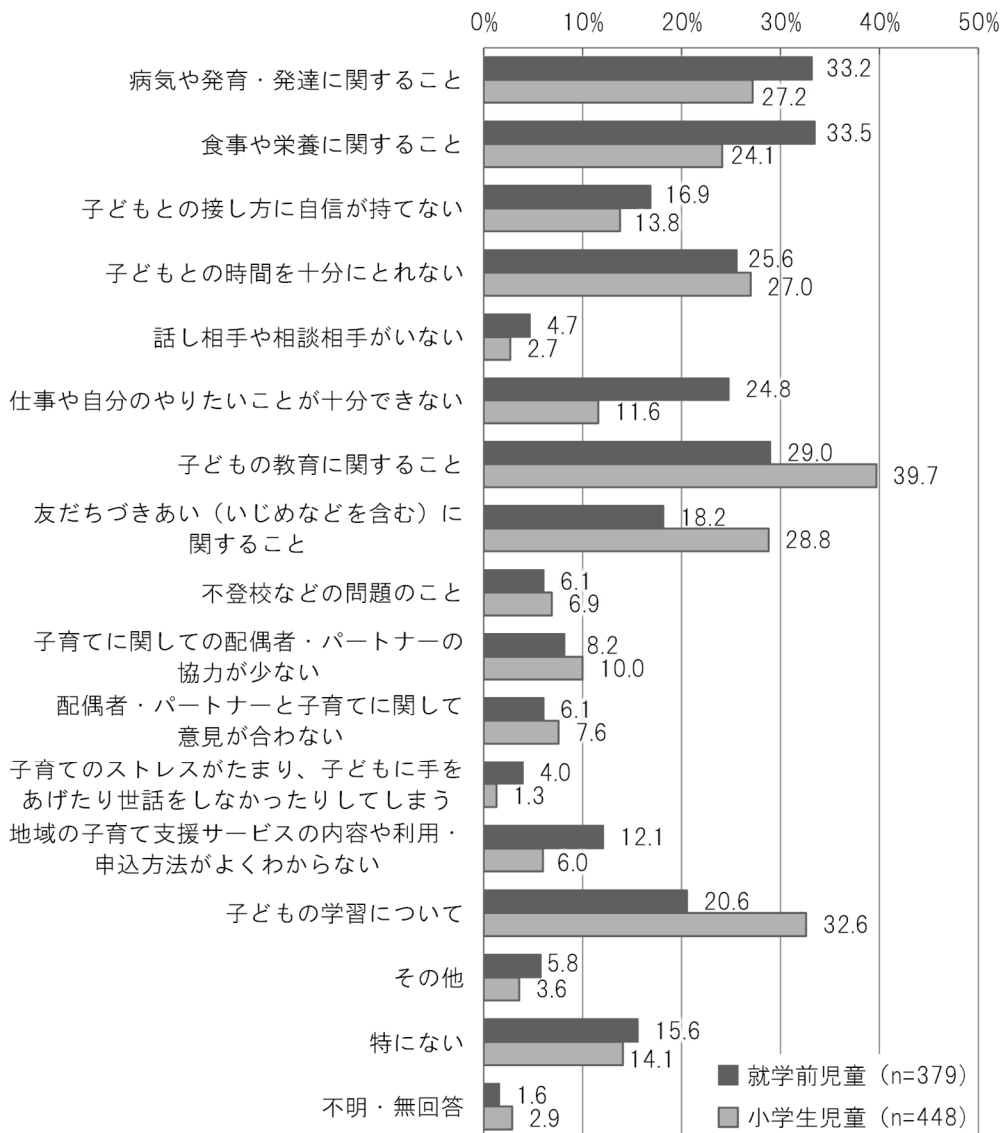
■子どもの貧困が社会問題となっていることの認知度



⑱ 子育てに関して悩んでいること、気になること

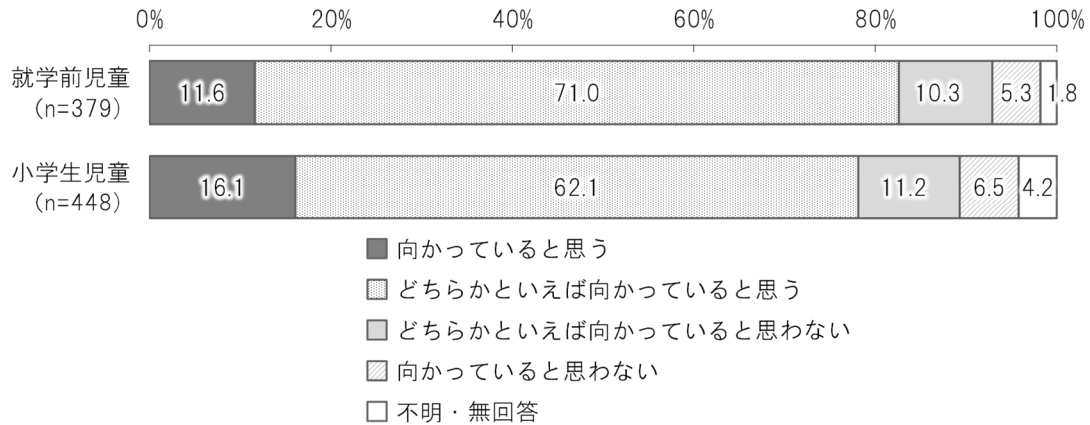
就学前児童で「食事や栄養に関すること」が33.5%と最も高く、次いで「病気や発育・発達に関すること」が33.2%となっています。小学生児童で「子どもの教育に関すること」が39.7%と最も高く、次いで「子どもの学習について」が32.6%となっています。

■子育てに関して悩んでいること、気になること



⑱ 御代田町において、結婚、妊娠、子ども・子育てに温かい社会の実現に向かっていていると思うか
『向かっていると思う』（「向かっていると思う」「どちらかといえば向かっていると思う」の合算）が就学前児童で82.6%、小学生児童で78.2%となっています。

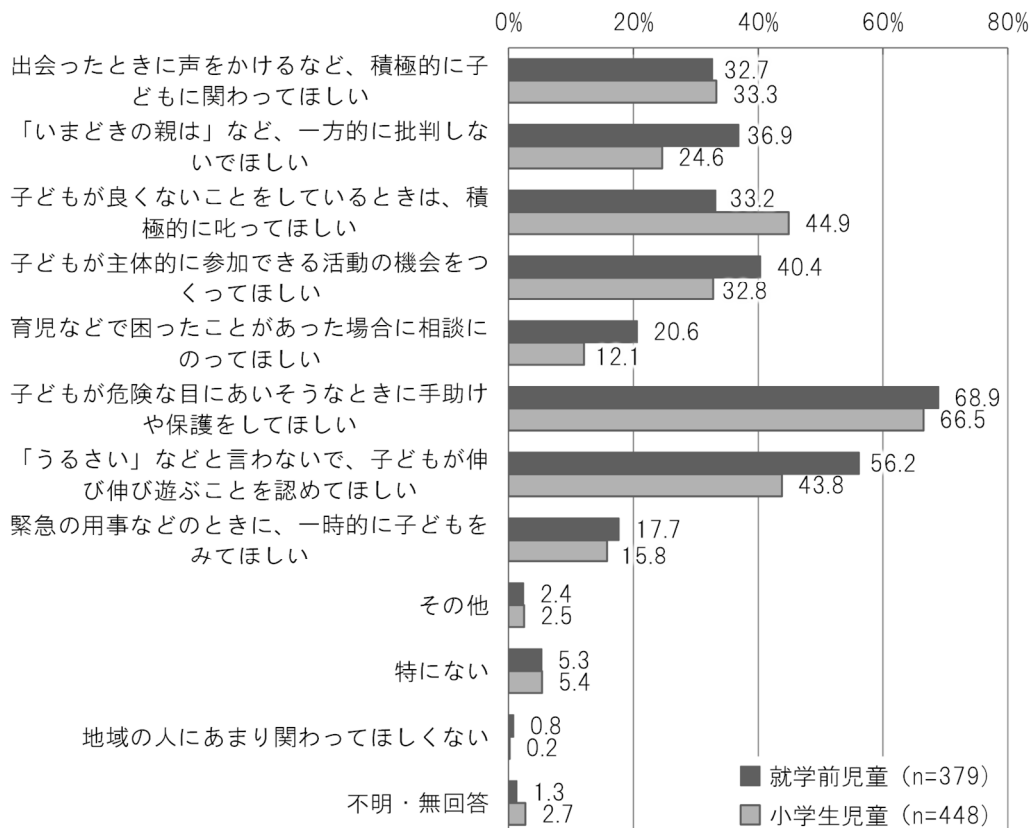
■御代田町において、結婚、妊娠、子ども・子育てに温かい社会の実現に向かっていていると思うか



⑳ 子育てする上で、地域の人に望みたいこと

就学前児童、小学生児童ともに「子どもが危険な目にあいそうなときに手助けや保護をしてほしい」が最も高く、それぞれ68.9%、66.5%となっています。次いで、就学前児童で「うるさい」などと言わないで、子どもが伸び伸び遊ぶことを認めてほしい」が56.2%、小学生児童で「子どもが良くないことをしているときは、積極的に叱ってほしい」が44.9%となっています。

■子育てする上で、地域の人に望みたいこと



3 前回計画の評価結果

前回計画における評価結果として、指標の達成状況を示しています。

【評価基準】

○：現状値が目標値を達成している場合

△：現状値が目標値を達成していないが、当初値より改善している場合

×：現状値が当初値より悪化している場合

■基本目標1 子どもへの支援

指標項目	当初値 (令和元年度)	目標値 (令和6年度)	現状値 (令和6年度)	達成状況
にこにこ広場の開催回数	4回	8回	9回	○
児童館の来館者数	2,666人	2,837人	1,932人	×
英語教科授業の実施	205日	205日	205日	○
読み聞かせ開催数	39回	41回	38回	×
思春期ふれあい体験学習の開催回数	1回	3回	1回	△
虐待等防止ネットワーク協議会実務者会議の開催回数	2回	2回	3回	○
幼保小連絡会の開催回数	1回	2回	3回	○

■基本目標2 保護者への支援

指標項目	当初値 (令和元年度)	目標値 (令和6年度)	現状値 (令和6年度)	達成状況
乳幼児健康相談の実施回数	12回	12回	36回	○
学校図書館とのコラボ給食の開催回数	10回	12回	10回	△
子育て支援センターの設置	—	1か所	0か所	×
養育支援訪問事業の訪問件数	0回	2回	2回	○
女性就業相談の実施回数	1回	2回	1回	△

■基本目標3 子育てしやすい地域・町づくりのための支援

指標項目	当初値 (令和元年度)	目標値 (令和6年度)	現状値 (令和6年度)	達成状況
子ども自然探検隊の開催回数	5回	5回	5回	○
見守り隊による登下校時の見守り	2回	2回	ほぼ毎日	○
街頭での啓発パンフレットの配布活動数	2回	2回	—	—

第3章 計画の基本的な方向性

1 計画の基本理念

当町では、前回計画において、「子どもがすくすく育つまち 子育てしやすいまち みよた」を基本理念として掲げ、こども・子育てに関する施策を推進してきました。

また、当町の最上位計画である「第5次御代田町長期振興計画」においては、将来像として「歴史と伝統を守り 真の自立を目指す 文化・高原公園都市 御代田」を掲げています。

本計画においては、上記のような当町のこれまでの流れや上位計画の方向性等を踏まえ、「すべてのこどもが希望にあふれ、のびのび成長できるまち みよた」を新たな基本理念として設定し、こども・子育て施策のさらなる推進を図ります。

基本理念

**すべてのこどもが希望にあふれ、
のびのび成長できるまち みよた**

2 計画の基本目標

基本目標1 妊娠・出産・子育てへの支援

妊娠期・出産期からの継続的な支援により、保護者の負担や不安を軽減するとともに、胎児期、乳幼児期、児童期を通して、教育、保育、医療等、あらゆる面からの切れ目のない支援を提供します。また、保護者の就労形態の多様化による教育・保育へのニーズの変化に応じた多様かつ総合的な子育て支援の充実を図ります。さらに、就労環境の整備等により、保護者が仕事と子育てを両立できる環境づくりを進めます。

基本目標2 すべてのこどもが心豊かに成長するための支援

「こどもまんなか社会」の実現に向けて、「こどもの権利」の推進や、虐待や体罰、不適切な発言を未然に防ぐための取り組みを行います。また、こどもが孤立や孤独に陥ることがないように、安心して過ごせる居場所づくりを進めるとともに、こどもの発達段階に応じた学習機会や体験学習等、「生きる力」を育成するための体制を整備し、こどもが健全に成長できる環境づくりを目指します。

基本目標3 特に配慮が必要なこどもへの支援

すべてのこどもが生まれ育った環境に左右されることなく、等しく成長する機会が得られるよう、経済的な困難や障がい、外国籍、ヤングケアラー等、さまざまな状況にあるこどもとその家庭に寄り添い、それぞれに応じたきめ細やかな支援体制を整備します。

基本目標4 子育てしやすい地域・まちづくりのための支援

家庭への教育支援や、親同士や地域との交流の機会を設けるなど、行政や関係機関の連携により、こどもや子育て家庭を地域ぐるみで支えられるような環境づくりを目指します。また、事故防止や防犯対策、情報機器の適正利用の推進、性犯罪防止の推進等、こどもが事故や事件に巻き込まれることを未然に防ぎ、こどもや子育て家庭が安全・安心に生活できる環境づくりを進めます。

3 施策体系

本計画の基本目標及び施策は以下のとおりです。この体系に基づき、こども・子育てに係る施策を推進していきます。

基本目標	施策
基本目標1 妊娠・出産・子育てへの支援	1-1 こどもと母親の健康の増進
	1-2 こどもと母親に対する医療提供体制の充実
	1-3 教育・保育サービスの充実
	1-4 保護者への子育て支援の充実
	1-5 子育て家庭への経済的支援の充実
	1-6 仕事と子育てとの両立の推進
基本目標2 すべてのこどもが心豊かに成長するための支援	2-1 「こどもの権利」の尊重
	2-2 こどもの居場所・体験機会の充実
	2-3 こどもの生きる力を育む教育の充実
	2-4 こどもの健康・体力づくりの推進
基本目標3 特に配慮が必要なこどもへの支援	3-1 障がい児福祉施策の充実
	3-2 経済的支援が必要な子育て家庭への支援の充実
	3-3 多様なこども・家庭への支援の充実
基本目標4 子育てしやすい地域・まちづくりのための支援	4-1 家庭や地域の教育力の向上
	4-2 こどもの安全の確保

第4章 施策の展開

基本目標 1 妊娠・出産・子育てへの支援

■現状・課題

社会情勢

- 近年、核家族化の進行や晩婚化、地域のつながりの希薄化に伴い、産前・産後の身体的・精神的に不安定な時期に家族等の身近な人の助けが十分に得られず、不安や孤立感を感じる母親が存在している状況となっています。
- 令和6年に施行された「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」では、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化や、すべての子ども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育ての推進に資する施策の実施に必要な措置を講じるとされました。

統計データ

- 1世帯あたりの人員数は概ね減少傾向となっています。
- 20歳代前半から40歳代後半の女性の労働力率は上昇しています。
- 小規模保育園等園児数は令和4年以降で増加傾向となっています。

アンケート調査結果

- 子育てを主にしている人は、就学前児童保護者、小学生児童保護者ともに「父母ともに」がそれぞれ6割以上となっており、前回調査と比較するとそれぞれ10ポイント以上高くなっています。
- 就労している母親は、就学前児童保護者で約7割、小学生児童保護者で約8割となっています。
- 平日の保育園や幼稚園を利用している割合は、約9割となっており、前回調査と比較すると10ポイント以上高くなっています。
- 子育て応援ヘルパー派遣事業の認知度は、3割台と低くなっています。
- 育児休業を取得していない父親の割合は、7割台となっており、その理由として「仕事が忙しかった」「配偶者が育児休業制度を利用した」がそれぞれ高くなっています。



課題のまとめ

妊娠期からの継続的な支援により、保護者の負担・不安を軽減するとともに、出産後の教育、保育、医療などあらゆる面からの切れ目のない支援の充実が求められます。

また、当町では父母ともに育児をしている家庭が増加していますが、引き続き、就労に関する相談支援や父親の家事・育児への積極的な参加の促進、多様なニーズに合わせた子育て支援サービスの周知や充実等、保護者が仕事と子育てを両立しやすい環境の整備が求められます。

さらに、子育てや教育、保育等に係る費用負担の重さは、子育ての希望の実現を阻む要因の1つと指摘されていることから、経済的な支援が必要です。

施策1-1 こどもと母親の健康の増進

■施策の方向性

妊娠前には不妊治療の助成や妊婦健康診査の実施、出産後は家庭への訪問指導や産後ケアの実施等を通じて、妊娠期からの切れ目のない支援を行います。また、予防接種や健康相談、健康診査、各種教室の開催等の支援を行います。さらに、若い世代が性や妊娠のための健康管理を促す取り組みとして、プレコンセプションケアを推進します。

■事業一覧

No.	事業	事業内容
1	新生児訪問指導（乳児家庭全戸訪問事業）	○生後1か月の時期に保健師が家庭訪問し、育児や産婦の健康についての指導・相談を実施します。
2	妊婦健康診査	○妊婦が無事に出産を迎えられるよう、妊婦健康診査について14回の助成を行うとともに受診を勧奨するなど、健康管理の充実を図ります。
3	御代田町不妊治療費助成事業	○ライフステージに応じた女性の健康支援として、不妊治療（体外受精または顕微授精）を受けている夫婦に対して、費用の一部を助成します。
4	産後ケア事業	○出産直後で、保健指導や育児指導が必要な母親や乳児に対して、母体の管理や育児指導等の保健指導を行います。
5	予防接種	○予防接種法に基づく定期予防接種を個別に接種できるように、乳幼児を対象に受診票を交付します。 ○就学児健診において未接種の予防接種を把握し、受診を勧奨します。
6	乳幼児健康相談	○乳幼児を対象に、年12回の定期相談を実施します。また、保健師や栄養士による発達、育児、栄養等の個別相談を行うほか、健診後の要フォロー児の状況把握や支援・相談の場として活用するなど、乳幼児の成長や発達に関する保護者の不安解消に努めます。
7	乳幼児健康診査	○4か月児健康診査、10か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査を実施し、こどもの発育・発達の状況を確認するとともに、病気や障がいの早期発見、早期治療につなげます。
8	2歳児すくすく教室	○2歳児と保護者を対象に、体の健康や心の健康を学ぶ教室として開催します。また、1歳6か月児健康診査において要経過観察となったこどもの状況を把握し、発達障がいの特徴があるこどもへの適切な支援を行います。 ○仕事に復帰している保護者が参加しやすいよう、開催日時等の工夫に努めます。
9	5歳児健やか教室・相談	○幼稚園、保育園の年中児とその保護者を対象に、就学前の親子の健康教育を行うほか、就学にあたり継続的な支援を必要とするこどもを把握し、効果的な支援を行います。
10	歯科指導	○幼稚園児童、保育園児童を対象に、歯科衛生士が歯磨き指導を実施し、状況を保護者に個別で通知するとともに、虫歯予防や食生活について保護者に指導します。
11	妊娠前の健康管理の推進【新規】	○若い世代を対象に、性や妊娠のための健康管理を促す取り組みとして、プレコンセプションケアを推進します。

施策1-2 こどもと母親に対する医療提供体制の充実

■施策の方向性

医療機関との連携により、救急医療体制の充実に努めます。また、医療費の給付により、保護者の経済的負担の軽減につなげます。

■事業一覧

No.	事業	事業内容
12	小児救急医療との連携	<ul style="list-style-type: none"> ○休日や夜間における入院治療を必要とする救急患者や重症患者への医療の確保を図ります。また、関係機関との連携により、救急医療に関する情報提供を行います。 ○佐久広域連合を構成している11市町村で事業費を分担し、事業を継続的に実施します。
13	未熟児養育医療費の支給	<ul style="list-style-type: none"> ○医療を必要とする未熟児に対して、養育に必要な医療費の給付を行い、保護者の経済的負担の軽減を図ります。

施策1-3 教育・保育サービスの充実

■施策の方向性

保護者の就労形態の多様化による教育・保育へのニーズの変化に対応できるよう、各種保育サービスの充実を図ります。また、教育・保育に係る関係機関との連携を強化し、こどもが幼稚園・保育園から小学校生活にスムーズな移行ができるよう取り組みます。

■事業一覧

No.	事業	事業内容
14	通常保育	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者が仕事や疾病等で児童を家庭で保育できない場合に、保育園において保育を行います。 ○毎月園だよりを発行するなど、積極的な情報提供を行います。 ○定期的な研修の実施等により、保育士の質の向上を図るほか、第三者評価の受審により、保育の質の向上を図ります。 ○保護者のニーズを的確に捉えながら、私立保育園と協力・連携し、多様な保育サービスを提供できるよう検討します。
15	3歳未満児保育	<ul style="list-style-type: none"> ○保育士の確保や育成等、3歳未満児を対象とした保育の提供体制を整備します。 ○町内に3園ある私立保育園と連携・協力し、0～2歳児を対象とした小規模保育事業を行います。
16	地域子ども・子育て支援事業の拡充と質の向上	<ul style="list-style-type: none"> ○多様化する保育ニーズに対応できるよう、保育園等の受け入れ体制の充実を図るとともに、発達段階に応じた幼児教育・保育の提供を行います。
17	土曜保育	<ul style="list-style-type: none"> ○町内のすべての保育園で土曜日に希望保育を実施するなど、保護者が安心して就労できる環境を整備します。
18	子育て応援ヘルパー派遣事業	<ul style="list-style-type: none"> ○体調不良等により、育児への援助が必要な子育て家庭を対象として、子育て応援ヘルパーを派遣し、保護者の負担軽減を図ります。

No.	事業	事業内容
19	にこにこ広場	○未就園児童と保護者が保育園における遊びや生活の体験を通じて、保育園児童と交流できる機会を提供します。 ○地域の子育て支援拠点としての役割を果たすため、開催回数の拡充を図ります。
20	幼児期の教育・保育施設の確保	○さらなる教育・保育の質の向上のために、安心して子どもを預けることができるよう、教育・保育施設の充実を図ります。
21	教育・保育に係る関係機関の連携	○関係機関との連携を強化するなど、子どもが幼稚園・保育園から小学校生活にスムーズな移行ができるよう支援します。 ○幼保小連絡会において情報交換を行うなど、切れ目のない支援体制を構築します。
22	多様な集団活動事業の利用支援事業【新規】	○小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動を利用するこどもの保護者の経済的負担の軽減を図るため、利用料の一部を給付します。

施策1-4 保護者への子育て支援の充実

■施策の方向性

こども家庭センターにおいて、保護者の悩みや不安について相談対応を行うなど、子育てに関する支援の充実を図ります。また、子育てに関する情報提供を行い、子どもと保護者が必要な支援を受けられるようにします。さらに、遊びの教室やほんわかひろばにおいて、子どもや保護者がお互いに遊び等を通じてふれあうことができる場所を提供します。

■事業一覧

No.	事業	事業内容
23	こども家庭センターの設置【新規】	○母子保健と児童福祉の両分野の一体的な機能を持つこども家庭センターを令和7年度に設置し、妊娠・出産・子育てまで、こどもの成長過程に応じた切れ目のない支援を行います。 ○こども家庭センターを拠点として、子ども・子育て支援に関する情報提供や事業の利用についての相談支援を実施します。
24	子育てガイドブック等の作成	○子育てに関する情報をまとめた子育てガイドブックを作成し、母子手帳の発行時や転入時に役場の窓口で配布します。また、児童福祉施設に設置するほか、ホームページに内容を掲載します。 ○毎年、関係各課と連携して内容を精査し、情報を更新します。
25	広報活動	○「広報やまゆり」やホームページを通じて、子育て支援情報や児童の健全育成についての広報・啓発を実施します。
26	遊びの教室	○1歳6か月児、3歳児健康診査後に言葉の遅れや多動等、フォローが必要な幼児を対象として、遊びを通じて親子のふれあいや育児について考える機会を提供します。
27	ほんわかひろば	○子育て中の保護者が、こどもの大きな声や泣き声等を気にせず図書館で楽しんでもらえるよう、親子連れを対象とした館内の開放時間を設けます。

施策1-5 子育て家庭への経済的支援の充実

■施策の方向性

子育てに係る費用の助成や補助等により、子育てに係る保護者の経済的負担の軽減に努めます。

■事業一覧

No.	事業	事業内容
28	出産応援給付金【新規】	○妊娠届出時にアンケートや面談等を行い、相談を受けながら出産までの見通しを立てるための情報共有を行うとともに、出産応援給付金（1回の妊娠あたり5万円）を給付します。
29	出産祝金	○出産時に祝金を支給し、出産や子育てに対する経済的負担の軽減に努めます。
30	子育て応援給付金【新規】	○保健師、助産師が新生児訪問等で、出産後のアンケートや面談、育児や産婦の健康について相談等の面談を行うとともに、子育て応援給付金（1人あたり5万円）を給付します。
31	子育て応援タクシー利用助成事業	○妊婦や乳児（1歳未満）の保護者に対して、タクシー利用料金の一部を助成し、子育て家庭の経済的負担の軽減に努めます。
32	学校給食の無償化	○小・中学校における学校給食費の無償化を実施し、子育て家庭の経済的負担の軽減に努めます。
33	高等学校等就学支援金支給	○高校へ進学する生徒の保護者を対象とした補助を行い、通学費（電車代・バス代）負担の軽減に努めます。

施策1-6 仕事と子育てとの両立の推進

■施策の方向性

就労環境の整備や就労に関する相談対応を行うなど、出産後も働きたいと考えている女性が仕事と子育てを両立できるよう支援します。また、夫婦がともに子育てに取り組むことができるよう、父親の積極的な家事・育児への参画を促進します。さらに、長野県の取り組みとの連携を図り、保護者の仕事と子育ての両立を支援します。

■事業一覧

No.	事業	事業内容
34	子育てしやすい就労環境の整備	○仕事と子育ての両立のための基盤整備として、働き方の見直しを促進するための広報・啓発、事例の収集、紹介等の取り組みを行います。
35	就労に関する相談支援	○年に2回、児童館において女性就業相談員による就労相談を行います。
36	男性の家事・育児参加の促進【新規】	○男女がともに家事や育児等の家庭責任を担うことの重要性を普及・啓発し、男性の家事・育児への積極的な参加を促進します。
37	長野県と連携した仕事と子育てとの両立の推進	○長野県の取り組みとの積極的な連携を図り、仕事と子育ての両立のための支援につなげます。

基本目標2 すべてのこどもが心豊かに成長するための支援

■現状・課題

社会情勢

- 孤独や孤立への不安、児童虐待等、こどもを取り巻くさまざまな課題が発生しています。
- 全国的に児童虐待が増加傾向となっており、令和2年度以降は20万件以上となっています。
- こども施策をより実効性のあるものとするため、こども大綱が令和5年12月に閣議決定され、「こどもまんなか社会」の実現に向けて国全体で進むべき方向性が示されました。

統計データ

- 虐待通報件数は、令和4年度までは10件前後で推移していましたが、令和5年度は28件と増加しています。
- 準要保護認定児童数は、令和元年以降で小学生は60人台で推移しており、中学生は減少傾向となっています。

アンケート調査結果

- 当町において「こどもの権利」が十分に尊重されていると思う割合は、就学前児童保護者、小学生児童保護者ともに5割以上となっています。
- 「こどもの権利」を守るための必要な仕組みは、就学前児童保護者、小学生児童保護者ともに「子どもに「こどもの権利」について学校等で教える」「子どもが意見を伝える方法を学ぶ機会をつくる」が高くなっています。
- 就学前児童保護者において、児童クラブで放課後の時間を過ごさせたいと思う割合は、小学校低学年で6割台、小学校高学年で4割台となっています。
- 児童館を利用している割合は、就学前児童保護者で1割台、小学生児童保護者で4割台となっています。



課題のまとめ

こどもが権利の主体として、多様な人格・個性が尊重され、権利が保障されるよう、「こどもの権利」等の啓発による意識の醸成や理解の促進を図るとともに、こどもの地域・社会への参加・参画の機会等の取り組みが必要です。

こどもが孤独や孤立に陥ることがないように、地域におけるこどもの居場所づくり等、一人ひとりのこどもに合わせた丁寧な支援が求められます。

こどもの生きる力を育み、健やかに育つために、こどもの発達段階に応じた学力向上のための取り組みやこどもの健康・体力づくりの推進が求められます。

施策2-1 「こどもの権利」の尊重

■施策の方向性

「こどもの権利」の推進やこどもが意見を表明できる環境づくりを整備するなど、「こどもまんなか社会」の実現に向けた社会機運の醸成に努めます。また、虐待や体罰、不適切な発言に対して関係機関との連携強化や情報提供を行うなど、発生の防止や早期発見、早期対応に努めます。

■事業一覧

No.	事業	事業内容
38	「こどもの権利」に関する意識啓発の推進【新規】	○「こどもの権利」や「こども基本法」の周知、人権教育・啓発の推進等、こどもの最善の利益を図ります。
39	こどもの意見表明【新規】	○こどもが意思表示することができる環境づくりを推進します。
40	虐待等防止ネットワーク協議会	○御代田町虐待等防止ネットワーク協議会を設置し、虐待等の発生の防止や早期発見、早期対応に努めます。また、代表者会議、実務者会議、個別支援会議を開催し、地域の中で各種虐待の認識の向上を図り、個別支援を継続的に実施できる体制を整備します。 ○保健・福祉・医療・教育・警察等、対象者を取り巻く地域の関係機関や関係者がネットワークを形成し、情報共有や役割分担を行うことで、多角的かつ一体的な取り組みを推進します。
41	体罰や不適切な指導の根絶【新規】	○幼稚園や保育園、小・中学校を対象に周知・啓発するなど、体罰や不適切な指導の根絶を図ります。

施策2-2 こどもの居場所・体験機会の充実

■施策の方向性

児童館やまなびの館、公民館等の活用により、こどもや保護者が交流できる場所や生活できる居場所を確保します。なお、学校に行きにくい、行けない状態が続いている児童・生徒については、安心して過ごすことができるよう、ライフルームを活用した支援を行います。また、放課後や長期休みにおけるこどもの居場所として、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）を実施し、こどもの健全育成を図ります。さらに、おはなし会やブック事業、農業収穫、考古学体験等を通じて、こどもが自然や歴史、文化にふれあう体験機会を創出します。

■事業一覧

No.	事業	事業内容
42	こどもの居場所の確保【新規】	○放課後の小学生の居場所づくりとして、放課後児童クラブや地域子育て支援事業等のサービスの拡充に努めるなど、共働き家庭におけるこどもの居場所の確保に努めます。
43	児童館（地域子育て支援拠点事業）	○こどもの遊びや生活の援助、地域における子育て支援を行うなど、こどもの健全育成を図ります。 ○放課後子ども教室との一体的な提供に向けた検討を進めます。

No.	事業	事業内容
44	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者の就労等により、放課後や学校の長期休み等の昼間に留守をしている小学校低学年児童に対して、遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図ります。 ○利用状況や利用意向を踏まえて、提供体制の整備を進めます。 ○「大林児童館」「東原児童館」の職員による合同職員会議を年に数回実施するなど、連携を取りながら運営を行います。
45	ライフルームの運営	<ul style="list-style-type: none"> ○学校に行きにくい、行けない状態が続いている児童・生徒のよりどころとして、ライフルーム（中間教室）を運営します。ライフルームでは専任の担当職員を配置し、来訪する児童・生徒の支援を行います。 ○児童・生徒の自己肯定感を高め、自立心や社会性、学校復帰に向かう意欲を引き出すため、少人数集団の中で自主学習や相談等を中心にさまざまな活動を行います。 ○保護者や学校、関係機関と相談・連携しつつ、こども一人ひとりの状況に応じて、学校復帰に向けた支援を行います。
46	多様な学び場の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○まなびの館「エコールみよた」や公民館等の公共施設の適切な管理・運営により、こどもが多様な学びを得られる場所を提供します。
47	おはなし会・ちいさいおともだちのおはなし会・ブックスタート事業・セカンドブック事業	<ul style="list-style-type: none"> ○幼児期から本に親しむことを目的として、幼児や小学校低学年児童を対象に、図書館にてボランティアによる本の読み聞かせを行います。 ○「ブックスタート事業」として、10か月児健診の際に絵本のプレゼントと読み聞かせを行います。 ○「セカンドブック事業」として、町内の小学校新1年生を対象に、読書習慣を身につけてもらうため、図書館係が選書した低学年時に1度は読んでもらいたい数十冊を学級文庫としてプレゼントします。
48	こどもおたのしみ会	<ul style="list-style-type: none"> ○幼児・児童を対象に、人形劇の上演や映画の上映を行います。
49	農作物収穫体験	<ul style="list-style-type: none"> ○小学生を対象として、地域の農産物の収穫体験を実施します。収穫した農作物は給食で利用するほか、家庭に持ち帰ります。 ○農作業を通じて、親子や仲間とのふれあいの場、貴重な体験の場を提供します。
50	こども考古学体験	<ul style="list-style-type: none"> ○小学生を対象として、郷土の文化・歴史への理解と関心を高めるため、考古学体験学習を実施します。

施策2-3 こどもの生きる力を育む教育の充実

■施策の方向性

こどもが将来、多様な場で活躍できるよう、小学生を対象とした英語体験学習や中学生を対象とした中学校AET等、英語力の向上を図ります。また、放課後学習塾や公設学習塾を開講し、こどもの基礎学力の向上を図ります。

校外学習として、小学生を対象に自然を探検する機会を提供し、こどもの社会性や創造性を養います。また、中学生を対象とした職場体験学習やライフデザイン教育を実施し、働くことの大切さや将来について考える機会を創出します。

■事業一覧

No.	事業	事業内容
51	小学校英語体験学習	<ul style="list-style-type: none"> ○学級担任と連携し、チームティーチング形式による体験学習・英語授業を実施します。 ○小学校1～4年生では、「聞く・話す」を中心として、外国語の音声や基本的な表現等に慣れ親しむことを活動目標とした学習を行います。 ○小学校5、6年生では、「読む・聞く・話す・書く」の4技能を育み、言語や文化に対する理解を深めながら、中学校の英語教育につなげる学習を行います。
52	中学校AET事業	<ul style="list-style-type: none"> ○「読む・聞く・話す・書く」の4技能を養うとともに、基礎的・実用的な語学力の習得を目指した語学指導を行い、外国語教育の充実とコミュニケーション能力の向上を図ります。 ○英語教科担任と外国人講師のチームティーチング形式による授業を実施し、語学指導に取り組みます。 ○英語弁論大会に向け、発音や内容等の指導を行い、授業時間外における活動への積極的な参加を図ります。 ○小学校の英語が教科化されることに伴い、小学校英語と中学校英語との連携を図るよう検討します。
53	放課後学習塾 (ステップアップ塾)	<ul style="list-style-type: none"> ○中学生(英語・数学)と小学生(算数)を対象として、水曜日の放課後に放課後学習塾を開講し、こどもの基礎学力の向上を図ります。 ○実施教科、対象学年、開催回数の拡充について検討します。
54	公設学習塾 (夢サポート塾)	<ul style="list-style-type: none"> ○義務教育の最終学年であるとともに、高校受験を控えた中学3年生の希望者を対象に、民間委託による公設塾を開講します。 ○民間教育機関の指導方法やノウハウを生かした公設塾(英語・数学)を土曜日に開講し、より一層の学力の向上を図ります。
55	こども自然探検隊	<ul style="list-style-type: none"> ○小学生を対象に年5回開催します。地域の自然を探検し、学ぶ機会を提供することで、こどもの社会性や創造性を養います。 ○毎年参加するこどもや低年齢のこどもが安全に楽しく勉強できるよう、内容の充実を図ります。
56	職場体験学習	<ul style="list-style-type: none"> ○中学校における進路学習の一環として、町内外の事業所において職場体験学習を実施し、生徒の職場観・勤労観の育成を図ります。 ○生徒が直接働く人と接することで、実際的な知識や技術・技能にふれ、学ぶことや働くことの意義を理解し、生きることの尊さを実感する機会を提供します。
57	ライフデザイン教育の 推進【新規】	<ul style="list-style-type: none"> ○若い世代に対して、将来どのように暮らし、働き、生きていきたいか、一人ひとりが希望する人生の実現につなげることを目的として、自分自身の将来設計を考える機会を提供します。

施策2-4 こどもの健康・体力づくりの推進

■施策の方向性

心の相談員や公認心理士等との連携により、こどもの心の健康の保持に努めます。また、地域と連携したスポーツ大会やスポーツ教室等の開催を通じて、こどもの体力づくりを推進します。

また、健康的な生活を維持するために大切な要素の1つである食習慣を定着させるため、乳児を対象とした教室における離乳食に関する指導や、保育園や学校において地元食材を活用した給食の提供等により、食育の推進を図ります。

さらに、こどもが性について正しく理解できるよう、性教育講座等を通じて、性感染症予防に関する正しい知識の普及を促進します。

■事業一覧

No.	事業	事業内容
58	心理相談事業	<ul style="list-style-type: none"> ○中学校内に生徒の心の悩みを聞く場として、心の相談員による心の相談室を設置します。 ○日常的に児童・生徒や保護者が相談できる公認心理士（正規職員）を配置します。教育委員会を拠点として町内の小・中学校を巡回し、発達検査や教育相談業務を行うなど、継続的な支援を行います。 ○保育園、児童館の巡回相談について、段階的に取り組みます。
59	各種スポーツ大会	<ul style="list-style-type: none"> ○スポーツ協会専門部との協力により、小・中学生等を対象に各種スポーツ大会を開催し、こどもの健全育成を図ります。 ○新規事業について検討します。
60	スポーツ少年団活動・少年スポーツ教室	<ul style="list-style-type: none"> ○小学生を対象に野球やサッカー、バレーボール、バスケットボール、硬式テニス、ジュニアカーリング等のスポーツ少年団活動を積極的に支援し、内容の充実と振興を図ります。 ○少年スポーツ教室では、より多くのこどもにスポーツへの興味を持ってもらうよう、需要を把握しながら内容を検討します。
61	性教育講座	<ul style="list-style-type: none"> ○中学生を対象に性教育講座を開催し、思春期のこどもが自分自身の心身の変化を理解するとともに、性感染症を自分の問題として捉え、予防するための正しい知識や自己管理能力、判断力を身につけることができるよう、性に関する正しい知識の啓発に努めます。
62	エイズ予防啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○中学生を対象にエイズ等の性感染症を予防する知識を身につけるとともに、自己管理能力や判断力を持つことの大切さを啓発します。なお、中学生は発達段階に差があるため、学年別で講演会を開催します。
63	ふれあい教室	<ul style="list-style-type: none"> ○2、3か月児を対象にお粥の試食をしながら離乳食についての指導を行います。また、乳児体操等を通じて乳児の健全育成を図るとともに、保護者同士の交流の場とします。
64	モグモグ教室	<ul style="list-style-type: none"> ○7、8か月児を対象に離乳食の正しい進め方の指導や試食を行います。また、虫歯予防に関する指導を行い、乳児の健全育成を図るとともに、保護者同士の交流の場とします。
65	保育園給食部会の開催	<ul style="list-style-type: none"> ○毎月、保育園で給食部会を開催し、園長や栄養士、調理員が食育を踏まえた給食の献立の検討や確認、情報共有を行うなど、食育の推進を図ります。

No.	事業	事業内容
66	学校給食における食育	<ul style="list-style-type: none"> ○栄養教諭が中心となって各学校と連携し、料理教室や児童の農業収穫体験、給食時の学級訪問、学校図書館とのコラボ給食等、食育に関わる給食の献立の提案等を行います。 ○児童・生徒が健康に過ごすための望ましい食生活を実現し、健康増進を図ります。 ○各学校と連携し、学校の要望を取り入れながら食育を推進します。
67	地産地消推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ○学校給食において、町内で作られた農産物や米を使用するなど、地産地消を推進します。また、生産者と連携を取りながら、学校給食へ活用可能な農産物の導入を継続的に行います。 ○献立に使用している地元食材の周知等、こどもが地元の食材に親しむことができる機会となるよう取り組みます。

基本目標3 特に配慮が必要な子どもへの支援

■現状・課題

社会情勢

- 障がい、子どもの貧困、ヤングケアラー、外国にルーツを持つ子ども等、子どもとその家庭を取り巻く状況はさまざまです。
- 子どもの貧困について、子ども大綱では「子どもの貧困を解消し、貧困による困難を、子どもたちが強いられることがないような社会をつくる」ことが明記されており、令和6年に改正された「子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」において、子どもの貧困の解消に向けた総合的な取り組みを進めることとされています。
- 不登校について、子ども大綱では「スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーなどの専門家にいつでも相談できる環境の整備、ICT等を活用した学習支援、NPOやフリースクール等との連携など、不登校の子どもへの支援体制を整備し、アウトリーチを強化する」ことが明記されています。
- いじめについて、子ども大綱では「全ての子どもが自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるよう働きかけるなど、いじめの未然防止教育を推進する」ことが明記されています。

統計データ

- ひとり親世帯数は増加傾向であり、特に母子世帯数は令和2年で100世帯を超えています。
- 不登校児童・生徒数は、小学生は10人前後で推移していましたが、令和5年で25人に増加しています。中学生は30人前後で推移しています。
- いじめ認知件数は、令和元年以降は10件前後で推移しています。

アンケート調査結果

- 子どもの貧困が社会問題となっていることの認知度は、就学前児童保護者、小学生児童保護者ともに7割以上となっています。

課題のまとめ

さまざまな状況におかれているあらゆる子どもが等しく成長する機会が得られるよう、支援の充実が求められます。

また、いじめや不登校等、学校における問題は、子どもの心身の状況、家庭や学校の状況等、さまざまな要因が存在していると考えられます。そのため、支援を必要とする子どもやその家庭が取り残されることがないように、それぞれの状況に応じた適切な支援や相談体制の充実が重要です。

施策3-1 障がい児福祉施策の充実

■施策の方向性

特別児童扶養手当、補装具費や日常生活用具の給付、障害児福祉手当等を通じて、保護者の経済的負担の軽減につなげます。また、障がい児通所支援サービスや短期入所、タイムケア事業、ホームヘルプサービス等の支援を充実し、障がいのある子どもや家族の生活基盤の安定化を図ります。

医療的ケア児については、基幹相談支援センターにコーディネーターを配置するなど、きめ細やかな支援を行います。

学校でのインクルーシブ教育を推進するため、障がいの状態や特性に応じて、特別支援学級等における教育の充実に取り組みます。

■事業一覧

No.	事業	事業内容
68	特別児童扶養手当	○精神及び身体に障がいのある子どもがいる家庭に対して、特別児童扶養手当を支給し、福祉の向上及び看護する父母や父母以外の養育者が安定した生活を送ることができるよう支援します。なお、認定については長野県知事が行うため、事務は長野県で行います。
69	補装具費給付事業	○身体障がいのある子どもの身体上の障がいを補うため、補装具を交付・修理します。
70	日常生活用具給付事業	○在宅の身体及び知的障がいのある子どもに対して、日常生活の便宜を図るため、障がいの種類、程度に応じた日常生活用具を給付します。
71	障害児福祉手当	○日常生活において、常時介護を必要とする在宅の重度の障がいのある子どもに対して、障害児福祉手当を支給し、子どもの福祉の向上を図ります。なお、認定については長野県知事が行うため、事務は長野県で行います。
72	障がい児通所支援サービスの充実	○児童発達支援や放課後等デイサービスを実施するなど、障がい児通所支援サービスの充実を図ります。
73	短期入所	○在宅の障がいのある子どもの介護者が、一時的に家庭において介護できない場合に、短期間や夜間も含めて施設等において介護を行います。
74	タイムケア事業	○心身障がいのある子どもの介護者が、一時的に家庭において介護できない場合に、施設や近隣において介護委託をすることで、心身障がいのある子ども及び家庭の地域生活を支援します。
75	ホームヘルプサービス（居宅介護）	○在宅の障がいのある子どもの介護者が介護できない場合に、ホームヘルパーを派遣し、日常生活において必要な支援を行います。
76	医療的ケア児への支援の充実【新規】	○近年増加している医療的ケア児に対応するため、基幹相談支援センターにおいて、医療的ケア児に関するコーディネーターの配置を進めます。
77	インクルーシブ教育の推進【新規】	○通常学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校という連続性のある「多様な学びの場」の充実を図ります。 ○個々の児童・生徒の障がいの状態や教育的ニーズ等に応じて、教材、意思疎通支援等、合理的配慮の提供を図ります。

施策3-2 経済的支援が必要な子育て家庭への支援の充実

■施策の方向性

児童手当や児童扶養手当、福祉医療給付の支給等により、保護者の経済的負担の軽減につなげます。また、ひとり親家庭の集いを開催し、同じ境遇の家庭同士の交流機会を提供するとともに、子どもと保護者が有意義な時間を過ごせる機会を提供します。さらに、関係機関と連携し、必要な情報の提供や相談対応を行うなど、支援が必要な家庭への適切な支援体制を整備します。

■事業一覧

No.	事業	事業内容
78	子どもの貧困・困窮対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○経済的に困難を抱える子どもや子育て世帯に対して、教育・就学支援や生活支援、就労支援、経済的支援等、あらゆる面からの支援を行います。 ○子どもの貧困問題についての周知・啓発を行います。 ○経済的に困難を抱える子どもや子育て世帯について、生活実態の把握に努めます。
79	児童手当の支給	<ul style="list-style-type: none"> ○児童手当を支給し、児童養育家庭の生活の安定と児童の健全育成及び資質の向上を図ります。
80	児童扶養手当の支給	<ul style="list-style-type: none"> ○児童扶養手当を支給することで、父母の離婚等により子どもの養育をしているひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援し、子どもの福祉の増進を図ります。なお、認定については長野県知事が行うため、事務は長野県で行います。
81	福祉医療給付	<ul style="list-style-type: none"> ○医療費の自己負担分の一部を助成し、障がいのある子どもやひとり親家庭等、それぞれの制度の受給者の健康の保持及び福祉の増進を図ります。
82	ひとり親家庭の集い	<ul style="list-style-type: none"> ○社会福祉協議会の主催による旅行を実施し、ひとり親家庭への福祉の増進を図ります。普段は忙しい保護者と子どもが楽しいひとときを過ごすとともに、他の家庭との交流を図ります。
83	養育支援訪問事業・ その他要保護児童の 支援に資する事業	<ul style="list-style-type: none"> ○養育支援が特に必要な家庭を保健師が訪問し、養育に関する指導・相談等を実施します。 ○ネットワーク協議会実務者会議に参加するなど、福祉係と連携し、支援が必要な家庭への適切な支援体制を整備します。今後、支援が必要な家庭が増加することが見込まれるため、対象者の把握に努めます。

施策3-3 多様な子ども・家庭への支援の充実

■施策の方向性

いじめや不登校について、教育委員会との連携の強化を図るなど、一人ひとりの状況に応じた適切な支援を行います。また、外国にルーツを持つ子どもやヤングケアラーとみられる子どもがいる家庭等、特に支援が必要な子どもや子育て家庭の個々の状況に応じたきめ細かな支援を充実します。さらに、さまざまな理由で親と暮らせない子どもや、そうした子どもを受け入れる家庭を支援するため、社会的養育や里親制度に関する周知・啓発を行います。

■事業一覧

No.	事業	事業内容
84	いじめや不登校等への適切な対応【新規】	○職員へのいじめや不登校に関する研修会、いじめ認知の報告を実施するなど、教育委員会との連携の強化を図ります。
85	外国にルーツを持つ子どもへの日本語指導・生活指導【新規】	○多言語による情報提供や相談支援の充実を図るなど、外国にルーツを持つ子どもやその家庭が安定した生活を送れるよう支援します。
86	ヤングケアラーに関する周知・啓発【新規】	○ヤングケアラーについて、ポスターの掲示等を通じた周知・啓発を行い、社会的な認知度の向上につなげます。 ○ヤングケアラーと思われる子どもや家庭について、生活実態の把握に努めます。
87	社会的養育の推進	○町の相談窓口等において、社会的養育や里親制度の概要がわかるパンフレット等を配布します。

基本目標4 子育てしやすい地域・まちづくりのための支援

■現状・課題

社会情勢	<ul style="list-style-type: none"> ○核家族化の進行、働き方や価値観の変化、地域間でのつながりの希薄化等、社会環境の変化によって、子育て家庭の負担の増大が課題となっています。 ○全国的にこどもを巻き込む事故や犯罪が後を絶ちません。特に、近年はインターネット利用の低年齢化が進む中、こどもの健やかな成長を著しく阻害する有害情報が氾濫し、犯罪被害につながるといった重大な問題も起きています。
アンケート調査結果	<ul style="list-style-type: none"> ○当町において、結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会の実現に『向かっていると思う』割合は、就学前児童保護者、小学生児童保護者ともに8割前後となっています。 ○子育てする上で、地域の人に望みたいことは、就学前児童保護者、小学生児童保護者ともに「子どもが危険な目にあいそうなときに手助けや保護をしてほしい」がそれぞれ約7割と高くなっています。



課題のまとめ

家庭への教育支援や、親同士や地域との交流の機会・場づくりが重要です。
 こども自身が事故や犯罪から身を守るための知識を身につけるとともに、身近な大人がこどもを見守る地域づくりが必要です。

施策4-1 家庭や地域の教育力の向上

■施策の方向性

こどもが地域で健やかに成長できるよう、新生児への記念樹の贈呈や、乳幼児や高齢者等の地域住民とふれあう機会の創出、命の尊さや家族の大切さを啓発するなど、こどもの健全育成を図ります。また、地域の伝統文化を次の世代に継承するための取り組みを行います。

■事業一覧

No.	事業	事業内容
88	記念樹贈呈事業	○こどもの健やかな成長を願い、出産時に記念樹を贈呈します。併せて、緑豊かな環境づくりを進めます。
89	地域との交流	○家庭や地域との連携により、小学校の総合学習における社会体験や自然体験を通じて、高齢者等の地域住民との交流を深めます。
90	思春期ふれあい体験学習	○中学2年生を対象に家庭科授業において、保育園でのふれあい体験学習を実施します。 ○乳幼児とのふれあいを通じて、命の尊さや性の尊厳、こどもや家庭の大切さを理解するための体験学習を実施します。

No.	事業	事業内容
91	家庭の日等の啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○家庭の日（毎月第3日曜日）等において、生命を育むことの大切さや家族の大切さを次代に伝えられるよう、広報・啓発を行います。 ○「広報やまゆり」等を通じて、家庭の日を周知します。また、町内の青少年健全育成協力店との連携による啓発を推進します。
92	龍神まつり	<ul style="list-style-type: none"> ○伝統文化を次の世代に継承するために、「信州御代田・龍神まつり」において、南小学校、北小学校の5、6年生が子龍の舞を実施します。

施策4-2 こどもの安全の確保

■施策の方向性

パトロールや学校における指導、街頭運動等による周知・啓発活動により、地域におけるこどもの安全の確保に努めます。

■事業一覧

No.	事業	事業内容
93	交通安全教室	<ul style="list-style-type: none"> ○春と秋に小学校において交通安全教室を開催し、通学路の安全な歩行や自転車の乗り方、整備等を指導します。また、春には新入学児童を対象に登下校時の交通指導を実施し、交通安全教育を推進します。 ○新入学児童に対して、登下校時に着用するヘルメットを配布します。
94	社会環境づくりのためのパトロール	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の安全を確保するため、防犯協会や生活安全推進協議会、警察等と連携し、犯罪や事故の防止を図ります。 ○登下校時において、佐久少年警察ボランティアや地域の見守り隊が児童の見守りを行います。 ○地域の見守り隊の人員の増加を図ります。
95	有害図書等自動販売機対策委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○こどもが有害図書等の情報に巻き込まれないよう、広報・啓発活動を充実します。 ○有害図書自動販売機が新設されないよう、毎年調査を実施し、設置された場合には撤去を要請します。
96	有害環境チェック活動	<ul style="list-style-type: none"> ○「青少年の非行問題に取り組む全国強調月間」（7月）、「全国青少年健全育成強調月間」（11月）に合わせて、御代田駅前啓発パンフレットを配布するとともに、店舗等の有害環境チェック活動を実施します。
97	こどものスマートフォン等の適正利用の推進【新規】	<ul style="list-style-type: none"> ○高度情報機器（スマートフォン、タブレット、ゲーム機等）の適正利用に関する指導を行います。 ○「インターネット上のいじめ」の被害者や加害者にならないよう、学校生活での指導や情報モラル教育を実施します。
98	性暴力・性犯罪防止の推進【新規】	<ul style="list-style-type: none"> ○性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にさせないための周知・啓発を行います。 ○性犯罪・性暴力の被害に遭ったこどものための相談窓口を周知します。

第5章 事業の量の見込みと確保方策

1 教育・保育提供区域の設定

「子ども・子育て支援法」では、市町村子ども・子育て支援事業計画において、教育・保育提供区域を定め、区域ごとに教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策を記載することとなっています。

当町では、教育・保育提供区域を町全体の1区域と設定し、利用者のニーズや提供体制に応じて、柔軟に対応します。

2 乳幼児・児童数の推移及び推計

当町の乳幼児・児童数の推移をみると、概ね増加傾向となっており、令和6年で1,638人となっています。今後の推計をみると、微増傾向となっており、令和11年で1,707人となっています。

■乳幼児・児童数の推移及び推計

年齢	推移						推計				
	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	101	98	100	107	95	103	107	109	112	115	116
1歳	109	112	101	111	116	106	112	116	119	122	125
2歳	122	112	128	117	112	127	114	121	125	128	132
3歳	120	131	117	135	126	119	134	121	127	132	135
4歳	127	126	134	132	135	133	124	139	125	132	137
5歳	126	133	130	142	141	135	139	129	146	131	138
6歳	134	134	136	142	148	151	142	147	136	153	138
7歳	133	138	141	144	143	159	157	148	152	142	159
8歳	131	135	140	146	151	150	163	161	152	157	146
9歳	137	132	137	142	148	154	151	165	163	153	158
10歳	134	137	136	144	148	148	157	154	168	166	156
11歳	153	135	136	135	145	153	149	158	155	169	167
合計	1,527	1,523	1,536	1,597	1,608	1,638	1,649	1,668	1,680	1,700	1,707

資料：令和6年までは住民基本台帳（各年4月1日時点）
令和7年以降は実績値を基にコーホート変化率法により算出

3 教育・保育量の見込み

(1) 1号認定

町内の幼稚園・認定こども園において、教育事業を提供します。

■ 1号認定

(単位：人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	63	62	63	63	65
② 確保量	63	62	63	63	65
③ 過不足(②-①)	0	0	0	0	0

【確保策の考え方】

近年の1号認定の利用児童数は減少傾向にあるため、ニーズ調査の結果に基づいて必要な人数を確保します。

(2) 2号認定

町内の保育園・認定こども園において、保育事業を提供します。

■ 2号認定

(単位：人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	389	389	389	389	389
保育園等	333	333	333	333	333
保育園等及び預かり保育 (長時間・通年)	56	56	56	56	56
② 確保量	389	389	389	389	389
保育園等	333	333	333	333	333
保育園等及び預かり保育 (長時間・通年)	56	56	56	56	56
③ 過不足(②-①)	0	0	0	0	0

【確保策の考え方】

当町の傾向として、核家族化及び職業の多様化などにより保育需要が高まっていることが見受けられます。ニーズ調査においても必要とする人数に減少傾向がみられないことから、現行の施設定員数を確保します。

(3) 3号認定

町内の保育園・認定こども園において、保育事業を提供します。

■3号認定（0歳）

(単位：人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	43	43	43	43	43
② 確保量	43	43	43	43	43
③ 過不足(②-①)	0	0	0	0	0

【確保策の考え方（0歳）】

当町の傾向として、核家族化及び職業の多様化などにより3歳未満児における保育需要が高まっていることが見受けられます。ニーズ調査においても必要とする人数に減少傾向がみられないことから、現行の施設定員数を確保します。

■3号認定（1歳）

(単位：人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	71	71	71	71	71
② 確保量	71	71	71	71	71
③ 過不足(②-①)	0	0	0	0	0

■3号認定（2歳）

(単位：人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	90	90	90	90	90
② 確保量	90	90	90	90	90
③ 過不足(②-①)	0	0	0	0	0

【確保策の考え方（1歳、2歳）】

当町の傾向として、核家族化及び職業の多様化などにより3歳未満児における保育需要が高まっていることが見受けられます。ニーズ調査においても必要とする人数に減少傾向がみられないことから、現行の施設定員数の120%程度を確保します。なお、これ以上の増加は見込みにくいことから、定員の変更は検討せず、年間在所率の範囲で対応する方針です。

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

(1) 利用者支援事業

子どもや保護者の身近な場所において、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供や相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

■利用者支援事業（基本型、地域子育て相談機関、特定型、こども家庭センター型）

(単位：か所)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	1	1	1	1	1
基本型	0	0	0	0	0
地域子育て相談機関	0	0	0	0	0
特定型	0	0	0	0	0
こども家庭センター型	1	1	1	1	1
② 確保量	1	1	1	1	1
基本型	0	0	0	0	0
地域子育て相談機関	0	0	0	0	0
特定型	0	0	0	0	0
こども家庭センター型	1	1	1	1	1
③ 過不足 (②-①)	0	0	0	0	0

■利用者支援事業（妊婦等包括相談支援事業型）

(単位：回)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	0	0	0	0	0
② 確保量	1	1	1	1	1
③ 過不足 (②-①)	1	1	1	1	1

【確保策の考え方】

実態に合わせて計上しています。現在、子育て世代包括支援センターが担っている利用者支援事業は、今後、段階的にこども家庭センターへ移管される予定であり、最終的にはこども家庭センターが利用者支援事業を担う方針です。

(2) 延長保育事業（時間外保育事業）

通常の利用日や利用時間以外の日や時間において、認定こども園や保育園等で保育認定を受けたこどもの保育を実施する事業です。

■延長保育事業（時間外保育事業）

（単位：日）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	543	546	560	565	582
② 確保量	543	546	560	565	582
③ 過不足（②-①）	0	0	0	0	0

【確保策の考え方】

保育園の延長保育や幼稚園の預かり保育等、長時間にわたっての保育需要は高まっています。保育園に通う児童だけでなく、幼稚園の預かり保育を利用する児童も想定し、ニーズ調査に基づく推計値を使用しています。

(3) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者の就労等により、昼間留守家庭の児童が放課後や学校の長期休み等において、遊びや生活の場として過ごすことのできる場を提供し、児童の健全な育成を図る事業です。

■放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

（単位：人）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	502	557	584	600	606
1年生	106	100	100	100	100
2年生	100	106	100	100	100
3年生	94	100	106	100	100
4年生	84	94	100	106	100
5年生	73	84	94	100	106
6年生	45	73	84	94	100
② 確保量	502	557	584	600	606
1年生	106	100	100	100	100
2年生	100	106	100	100	100
3年生	94	100	106	100	100
4年生	84	94	100	106	100
5年生	73	84	94	100	106
6年生	45	73	84	94	100
③ 過不足（②-①）	0	0	0	0	0

【確保策の考え方】

実績値より、利用を希望する人数が増加していることを踏まえ、今後も増加傾向が続くと見込んでいます。

(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童に対し、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

■子育て短期支援事業（ショートステイ）

(単位：人日)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	28	28	29	29	30
② 確保量	28	28	29	29	30
③ 過不足(②-①)	0	0	0	0	0

【確保策の考え方】

前回計画の期間中ではほとんど利用がなかった事業であるため、令和6年度の最大値を基準として、ニーズ調査でも利用のニーズが多いという点を踏まえて、微増を見込み、確保に努めます。

(5) 新生児訪問指導（乳児家庭全戸訪問事業）

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や療育環境等を把握する事業です。

■新生児訪問指導（乳児家庭全戸訪問事業）

(単位：人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	107	109	112	115	116
② 確保量	107	107	107	115	116
③ 過不足(②-①)	0	-2	-5	0	0

【確保策の考え方】

子育て支援包括支援センターにて事業を実施しています。

(6) 養育支援訪問事業・その他要保護児童等の支援に資する事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことで、適切な養育の実施につなげる事業です。

■養育支援訪問事業・その他要保護児童等の支援に資する事業

(単位：人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	77	77	79	80	80
② 確保量	77	77	79	80	80
③ 過不足(②-①)	0	0	0	0	0

【確保策の考え方】

コロナ禍の影響により、令和4年度までは利用数が激減していましたが、令和5年度以降は増加に転じています。約3人が月に2～4日程度で利用していることから、その実績値を基準に見込んでいます。

(7) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児や保護者同士が交流する場所を開設し、子育てに関する相談や情報提供、助言等の支援を行う事業です。

■地域子育て支援拠点事業

(単位：人日)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	1,622	1,686	1,734	1,778	1,817
② 確保量	1,622	1,686	1,734	1,778	1,817
③ 過不足(②-①)	0	0	0	0	0

【確保策の考え方】

実態に合わせて計上しています。当町では地域子育て支援センターを設置していませんが、児童館において自由来館等に対応しています。保育需要の高まりに伴い、利用者数は多くはないものの増加傾向であるため、実績値を基準に見込んでいます。

(8) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、認定こども園や幼稚園、保育園、地域子育て支援拠点等の場所で、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

■一時預かり事業

(単位：日)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	452	455	467	471	485
② 確保量	452	455	467	471	485
③ 過不足(②-①)	0	0	0	0	0

【確保策の考え方】

現行の制度に基づき、保育が可能な延べ人数を見込んでいます。

(9) 病児・病後児保育事業

病院や保育園等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に病児に対する保育等を実施する事業です。

■病児・病後児保育事業

(単位：人日)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	27	27	27	27	27
② 確保量	27	27	27	27	27
③ 過不足(②-①)	0	0	0	0	0

【確保策の考え方】

実績値を基準に推計し、計上しています。

(10) ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)

乳幼児や児童の預かり等の援助を受けることを希望する保護者と、援助を行うことを希望する保護者との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。

■ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)

(単位：人日)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	891	905	898	911	896
② 確保量	891	905	898	911	896
③ 過不足(②-①)	0	0	0	0	0

【確保策の考え方】

実績値を基準に推計したニーズ量を見込んでいます。

(11) 妊婦健康診査

妊婦の健康維持・増進を図るため、妊婦の健康状態の把握や検査計測、保護指導を実施する事業です。

■妊婦健康診査

(単位：人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	107	109	112	115	116
② 確保量	107	109	112	115	116
③ 過不足 (②-①)	0	0	0	0	0

【確保策の考え方】

0歳児の将来推計人口を基準に、推計した妊娠届出数を見込んでいます。

(12) 産後ケア事業【新規】

出産後の退院直後の母子に対して、心身のケアや育児のサポート等、きめ細かい支援を行う事業です。

■産後ケア事業

(単位：人日)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	90	90	90	90	90
② 確保量	90	90	90	90	90
③ 過不足 (②-①)	0	0	0	0	0

【確保策の考え方】

現在、子育て世代包括支援センターにて事業を実施しています。

(13) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）【新規】

認可保育園や認定こども園等を利用していない生後6か月から3歳未満のこどもを対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者の就労等の有無は問わず保育を利用できる事業です。

■乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

(単位：人日)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	360	1,150	1,150	1,150	1,150
② 確保量	360	1,150	1,150	1,150	1,150
③ 過不足 (②-①)	0	0	0	0	0

【確保策の考え方】

算出方法（対象年齢の未就園児数×月一定時間）を参考に計上しています。令和8年度からの実施に向けて整備していくべき数としています。

(14) 子育て世帯訪問支援事業【新規】

要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象（支援を要するヤングケアラー含む）に、世帯を訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・養育に関する援助等を行う事業です。

■子育て世帯訪問支援事業

（単位：人日）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	64	65	66	66	67
② 確保量	64	64	64	68	68
③ 過不足（②-①）	0	-1	-2	2	1

【確保策の考え方】

サービス提供事業所に委託を行うことが望ましいです。社会資源が不足しているため、サービス提供事業所の開拓が必要です。

(15) 児童育成支援拠点事業【新規】

養育環境等の課題（虐待リスクが高い、不登校等）を抱える主に学齢期の児童を対象に、児童の居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を与えけるとともに、児童や保護者への相談等を行う事業です。

■児童育成支援拠点事業

（単位：人）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	13	13	13	13	14
② 確保量	13	13	13	13	14
③ 過不足（②-①）	0	0	0	0	0

【確保策の考え方】

サービス提供事業所に委託を行うことが望ましいです。社会資源が不足しているため、サービス提供事業所の開拓が必要です。

(16) 親子関係形成支援事業【新規】

要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象に、親子間の適切な関係性の構築を目的とし、こどもの発達の状況等に応じた支援を行う事業です。

■親子関係形成支援事業

(単位：人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	7	7	7	7	7
② 確保量	7	7	7	7	7
③ 過不足 (②-①)	0	0	0	0	0

【確保策の考え方】

直営での実施が可能であるため、事業の実施に向けた環境整備を行います。

第6章 計画の推進体制

1 計画の推進・進行管理体制

(1) 庁内関係部局の連携

本計画に基づく子ども・子育て支援対策推進のため、保健・福祉・教育分野を超えて、環境・まちづくり等、庁内の幅広い分野の関係各課の連携を図ります。

(2) 計画推進のための外部機関における検討

「御代田町子ども・子育て会議」において、本計画に基づく施策・事業の進捗状況の確認や実施後の評価を行い、庁内各課との連携により、必要に応じて計画の見直し等を行います。

(3) 計画の周知と全町的な取り組みの推進

本計画の目標や施策の内容について、各種媒体を通じて広く町民や関係機関に情報の周知を図ります。

2 関係機関の連携

本計画の目標達成のためには、行政だけでなく、あらゆる関係機関・団体、住民との連携が必要です。このため、町内の子どもに関わる組織や団体等、関係機関と情報を共有し、教育や医療等専門的な人材の育成・研修・研究の支援を行うとともに、子育て世代に関わる町内のNPO組織の設立を促進し、協働の取り組みを推進します。

資料編

1 計画の策定経過

時期	内容
令和6年10月28日～11月29日	御代田町子ども・子育て支援に関するアンケート調査の実施
令和7年3月25日～4月10日	パブリックコメントの実施

第3期御代田町子ども・子育て支援事業計画

発 行：御代田町

編 集：御代田町 町民課 子ども係

住 所：〒389-0292

長野県北佐久郡御代田町大字馬瀬口1794番地6

T E L：0267-32-3114

F A X：0267-32-3929

発行年月：令和7年3月
